

## 議 事 日 程 第 3 号

令和3年3月2日(火) 午前10時開議

日程第1 代表質問

日程第2 議案の付託

日程第3 請願・陳情の付託

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

---

### 出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	小久保	広信	議員	2番	影澤	政夫	議員
3番	我妻	徳雄	議員	4番	太田	克典	議員
5番	山田	富佐子	議員	6番	佐藤	弘司	議員
7番	高橋	壽	議員	8番	高橋	英夫	議員
9番	山村	明	議員	10番	堤	郁雄	議員
11番	関谷	幸子	議員	12番	遠藤	正人	議員
13番	島軒	純一	議員	14番	工藤	正雄	議員
15番	齋藤	千恵子	議員	16番	成澤	和音	議員
17番	中村	圭介	議員	18番	鳥海	隆太	議員
19番	古山	悠生	議員	20番	井上	由紀雄	議員
21番	小島	一	議員	22番	島貫	宏幸	議員
23番	木村	芳浩	議員	24番	相田	克平	議員

欠席議員(なし)

---

### 出席要求による出席者職氏名

市長	中川 勝	副市長	大河原 真樹
総務部長	後藤 利明	企画調整部長	遠藤 直樹
市民環境部長	森谷 幸彦	健康福祉部長	安部 道夫
産業部長	菅野 紀生	建設部長	星野 博之
会計管理者	小関 浩	上下水道部長	高野 正雄
病院事業管理者	渡邊 孝男	市立病院事務局長	渡辺 勅孝
総務課長	高橋 貞義	財政課長	土田 淳
総合政策課長	安部 晃市	教育長	土屋 宏
教育管理部長	渡部 洋己	教育指導部長	今崎 浩規
選挙管理委員会委員長	玉橋 博幸	選挙管理委員会事務局長	吉田 真一
代表監査委員	森谷 和博	監査委員事務局長	片桐 茂
農業委員会会長	伊藤 精司	農業委員会事務局長	宍戸 徹朗

---

### 出席した事務局職員職氏名

事務局長	三原 幸夫	事務局次長	細谷 晃
庶務係長	澁江 嘉恵	議事調査係長	渡部 真也
主任	藤崎 優一	主事	齋藤 拓也

---

午前 9時59分 開 議

- 鳥海隆太議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員24名であります。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

### 日程第1 代表質問

- 鳥海隆太議長 日程第1、代表質問を行います。  
順次、発言を許可いたします。  
市民平和クラブ、3番我妻徳雄議員。  
〔3番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

- 3番（我妻徳雄議員） おはようございます。市民平和クラブの代表を務めております我妻徳雄です。

市民平和クラブは、今回の代表質問に当たり、4人で質問項目を相談し内容について議論を重ね、そして、分担を決めて質問をつくりました。そんな関係で、言い回しなどに少し違いがあるかもしれませんが、その点については御勘弁をいただいで、早速質問に入ります。

大項目の初めに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策について伺います。

新型コロナ感染症の収束が見通せない状況が続いています。首都圏を中心に出された2回目の緊急事態宣言は解除されず、県内においても注意・警戒レベルは5段階中、上から2番目のレベル4とされています。

こうした中、県内金融機関が実施した2020年消費動向調査の結果が、2月18日付大手全国紙の地域欄に掲載されました。それによりますと、県内家計は手控え傾向にあり、観光・飲食にコロナ感染症の影響が大きいとされています。

このことを裏づけるように、先日、飲食業を営む方々から、厳しい現状を踏まえて市独自の支援

策を求める切実な声が寄せられました。本市の現状を踏まえ、市内中小企業、特に飲食業への市独自支援策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

さきの産業建設常任委員会協議会や市政協議会では、宿泊業者や旅行業者を対象として「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策宿泊・旅行業者緊急事業継続支援金」についての報告がありました。この支援金の対象者を飲食業まで拡大することはできないのでしょうか。

川西町では、国の持続化給付金の対象とならない事業者に独自の支援策を実施しています。重ねて問いますが、市内中小企業、特に飲食業を対象にした本市独自の支援策を実施できないのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、新型コロナワクチン接種の体制と見直しについてお尋ねします。

2月17日から一部の医療従事者へ先行してワクチン接種が始まったとの報道がなされました。一部の報道では同時に、「単に接種すればよい、あるいは接種した数を稼ぐというのではなく、安全安心に細心の注意を払うべき」との専門家の意見も紹介されていました。

この専門家の意見のとおり、ワクチン接種に当たっては、希望する人に早急に行き渡ることに加えて、間違いや手違いが起きないようにしなければなりません。

接種会場では、問診、注射を行ったり、万一の副反応に対応したりする医師や医療スタッフを確保することが必要になります。それとともに、接種券の発行・配布、電話予約の対応、接種記録の入力・整理、関係機関や団体との連絡調整などの事務処理も膨大なものになると想定されます。

ワクチン接種の体制を構築し、継続して機能させていくためのマンパワーは十分に確保されているのでしょうか。医療従事者の方々が通常業務と兼務になってしまい、過重な労働を強いることにならないように十分な配慮が必要と考えます。本

市の方針をお聞かせください。

次に、新米沢市立病院への感染症病棟設置の必要性についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況で、医療従事者の皆さんが昼夜を問わず治療に当たっておられることに敬意を表します。特に昨年中には、医療従事者の皆さんに対して心ない誹謗中傷がなされているとの報道もありました。本市市議会においても、誹謗中傷をしない議員決議が全会一致でなされたところです。

昨年来の感染状況に関する報道などでは、病院や老人福祉施設などでクラスターが発生したとの報道も耳にしました。クラスターが発生する原因の一つとして、感染していても症状がない、発症する直前に感染力が最大になるという新型コロナウイルスの特徴が伝えられています。

医療機関を受診した際に、患者自らが感染していることに気づかないままに来院し、診察や検査、処置などの過程で感染が判明するというのも実際に起こり得るのではないのでしょうか。こうした現状を本市はどう捉えているのでしょうか、お尋ねします。

現在、市立病院の建て替えに向けて実施設計が完了しようとしています。6月頃には議会に対して示されるものとお聞きしています。新市立病院には感染症対策のための病棟や陰圧室などを設置することが必要と考えます。実施設計に盛り込む考えはあるのでしょうか。受診する市民はもちろん、病院職員の安全を守るためにも、ぜひ設置していただきたいと考えます。本市の前向きな回答をお願いします。

大項目の2点目に、健康長寿を支えるまちづくりについてお伺いします。

初めに、「断らない総合相談体制の構築」は進んでいるのかについてお尋ねします。

2020年度の市政運営方針では、「断らない総合相談体制」を構築するとしていました。2018年4月には社会福祉法が改正され、多機関の協働によ

る市町村における包括的な相談支援体制の構築を施策とし、包括的な支援体制を整備していくことが市町村の努力義務として位置づけられました。

本市では、まず、世帯の複合的な生活課題を丸ごと受け止め、総合的に相談支援をコーディネートする担当職員を配置し、一体となった包括的・総合的な相談体制の構築「断らない総合相談体制」を組織的に構築するとしていました。その体制づくりは進んだのでしょうか。

次に、米沢市健康長寿日本一推進プランの進捗状況についてお尋ねします。

健康長寿のまちづくりの実現に向けて優先的に取り組む5つの課題として、1つ目に高齢者の社会参加・生きがいつくり「生涯現役」、2つ目に食育「減塩」、3つ目に運動「一市民一スポーツ」、4つ目に健診（検診）受診率の向上・健康経営の推進、5つ目に米沢の豊かな自然と学園都市米沢としての取組課題を挙げています。その進捗状況をお聞かせください。

次に、健康通信簿についてお尋ねします。

米沢市健康長寿日本一推進プランでは、設定した指標の達成度や個別事業の独自評価、各種統計データの分析、健康意識度調査などの結果を踏まえ、本市独自の評価の方法として研究し、市民の皆様へ分かりやすい形として公表していくとしています。その取組は進んでいるのでしょうか。

まちづくり総合計画や健康のまちづくりに関連する各種の計画では、目標値を定めてその進捗状況の評価が行われています。健康長寿の延伸に関係し、その成果が評価できる指標や健康長寿のまちづくりに関わる項目を各種計画等から選出し、指標として設定するとしています。具体的にどのように進んでいるのでしょうか、その進捗状況をお聞かせください。

次に、大項目の3点目、生活困窮者の自立支援について伺います。

厚生労働省が1月にまとめた新型コロナ関連

の雇用に関する調査では、雇用調整の可能性のある事業所は12万か所を超え、解雇や雇止めの人数は見込みも含めて8万人にも達しています。この数字は、各地の労働局やハローワークからの報告を基に積み上げられたものです。実態はさらに厳しいと見られます。

このことは本市の実態にも当てはまると思われれます。本市としての実態把握や対応など、どのように行っているのでしょうか、お尋ねいたします。

来年度の市政運営方針では、生活困窮者の自立支援については、コロナ禍によって増加している生活相談の支援や、住居確保給付金の申請等が円滑に実施できるように体制を強化し、関係機関との一層の連携強化を図るとしています。

大事なことは、支援を必要とする当該者をいかに早く発見・対応し、必要なサービスに結びつけていくかではないでしょうか。窓口体制についても充実を図り、さらに、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけ、行動を起こすアウトリーチ活動が重要になってくると考えます。

地域・関連機関との連携や、相談者の日常生活の場に訪問するなどの施策が求められます。加えて、次年度予算においてはRPAなどの活用についても盛り込まれています。この際、本市実態に特化した包括的地域生活支援プログラム等の作成も含め対応できないものでしょうか、お尋ねいたします。

また、関連する事業所や各機関といった広義な連携や、気軽にネット上から個人に合った支援サービスが受けられるなど、行政につなぐ施策があれば、さらに実効性の上がるものと考えます。本市の見解をお聞かせください。

次に、生活困窮者の自立支援に当たり、地域づくりの視点の必要性についてお尋ねします。

生活困窮者の自立支援には、地域連携の仕組みが重要な観点です。地域づくりの商店街や企業との連携による地域活性化、農林水産業、観光業等

と結びついた人材不足の解消、都道府県域を超えた自治体間の連携による広域的な地域課題の解決などの取組と実践が重要です。生活困窮者の自立支援において、地域づくりの観点での具体的施策が必要です。本市の見解をお聞かせください。

「支えられる側」が「支える側」にもなり、様々な地域資源とつながり循環し、地域づくりにつなげていく取組を進めることが重要です。生活に困窮している状態を捉えて包括的に支援し、地域づくりを目指す目標として掲げることこそ、行政の大切な役割と考えます。本市の見解をお聞かせください。

次に、生活保護の扶養照会についてお尋ねします。

去る1月28日の国会の予算委員会において、田村厚生労働大臣が生活保護の扶養照会は義務ではないと明言されました。

扶養照会とは、自治体の福祉事務所が、生活保護申請者の親や配偶者だけでなく、兄弟、孫などの親族に対し、生活の援助が可能かどうか問い合わせるものです。これが申請を拒む大きな壁になっています。

扶養照会について、本市の対応はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

先ほども触れましたが、生活困窮に至る過程というのは、様々な個人的理由や周りの環境等複数の問題を抱えています。既に疎遠となっている親族や絶縁したい者に、扶養照会はあまりにも酷であり、ゆえにそれが制度から遠ざけてしまっていた実態もあるのではないのでしょうか。この点についても本市の見解をお聞かせください。

大項目の4点目、環境対策について伺います。

初めに、グリーンインフラの推進についてお尋ねします。

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続

可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。

本市はゼロカーボンシティ宣言をし、脱炭素社会に向けて様々な施策を実施していくことになると思います。森林あるいは里山整備などによる多面的機能の発揮など、脱炭素社会を進めるに当たってもグリーンインフラの方針をきちんと打ち出す必要があると考えます。本市の見解をお聞かせください。

次に、森林環境譲与税の活用についてお尋ねします。

森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に2019年度から譲与が開始され、市町村に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されています。

森林環境譲与税を使い、来年度より航空レーザ一測量及び森林資源解析調査を行うとしています。具体的にどのように進めるのでしょうか。

また、森林環境譲与税は年々増額となる予定です。効果的・有効的、しかも計画的に事業を推進していかなければなりません。森林の所有者または森林の境界が分かる人が高齢化してきています。急ぎ事業を進めていかなければなりません。本市の方針をお聞かせください。

また、森林資源の解析調査をどのように活用するのでしょうか。具体的にお聞かせください。

戦後復興のために木材需要が急増したことなどから、国は拡大造林政策により杉などの針葉樹の植栽を促進しました。その結果、急斜面や林道のないところにも針葉樹が植えられました。そして、多くの樹木が伐期を迎えています。戦後の拡大造林政策によって増えた針葉樹林等の樹種の変更を進めていく必要があるのではないのでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

次に、脱炭素社会の実現に向けてをお尋ねいた

します。

私たちの日常生活が与える環境負荷は、家電製品の利用、上水道の使用、使い捨て製品の購入等によるエネルギーや資源の消費といったように、私たち自身が目に見える形で与える環境負荷にとどまらず、製品やサービスを使用し廃棄に至るまでの原材料や製品を加工、輸送する際の環境負荷も含め、全体として捉えることが重要です。

公用車や物品調達等において、生産時等における環境負荷も考慮する必要があります。グリーン購入などの環境配慮型製品やサービスを選択する取組などが重要です。事務用品等の一括購入など環境に配慮した物品の調達を、今まで以上に推進する必要があると考えます。本市の見解をお聞かせください。

大項目の5点目、業務量に見合った職員数の確保についてお伺いします。

初めに、米沢市職員定員適正化計画の検証についてお尋ねします。

米沢市職員定員適正化計画が平成27年4月に策定されました。その内容は、「市立病院職員及び置広派遣職員を除いて、平成27年4月1日現在の職員数から平成33年4月1日までに7.5%程度、43人を削減する」というものでした。

具体的には平成27年4月1日現在の職員数は、教育長を除き578人でした。これを535人まで減らすというもので、年度ごとの削減数も示されていました。

策定当初は計画どおり職員数を減らしており、議会にもその旨の報告がなされていましたが、一般の会派の勉強会では、職員数は増えているとのことでした。

そこで、改めて伺います。令和3年4月1日現在の職員数の見込みはどうなっているのでしょうか。

一方、計画に具体的な人数に関する記載のない非正規職員数についても、この間、増えているのではないのでしょうか。

2015年6月定例会の太田議員の一般質問に対して、平成27年4月1日現在の臨時職員・嘱託職員の合計人数は、市長部局では146人、教育委員会では92人と答弁しています。これに対して、昨年3月の代表質問では、同年4月からの会計年度任用職員の人数について、市長部局では255人、教育委員会では201人と答弁しています。

この2つの答弁を聞き限り、非正規職員の人数は明らかに増えていると言わざるを得ません。誤解のないように申し上げますが、今回の質問は、計画に反していることを非難するわけではありません。ただ、計画当初より、職員数の削減は市民サービスの低下を招き、同時に職員に過度の負担を強いるものと指摘してきました。

計画期間中、正規職員も非正規職員も人数が増えていることは、削減された職員数あるいは削減しようとした人数では円滑な業務の遂行ができないということが、図らずも明らかになったということ強く指摘するものです。

これまで、業務量を数値化するとともに、業務量に見合った職員数の必要性を事あるごとに訴えてきました。これまでの職員定員適正化計画をしっかりと検証し、今後の職員数を現実の業務量に見合ったものに正しくしていくべきと考えます。本市の考えをお聞かせください。

次に、学校給食調理現場の職員配置についてお尋ねします。

一般事務の職場では、3人に1人の割合で非正規職員が働いている状況にあります。学校給食調理現場では2人に1人が非正規職員となっています。このことで、現場では様々な問題が表面化しています。当局は、どのような問題があるのか、現場の実態を認識しているでしょうか、お尋ねいたします。

様々な問題点がある中で、以下の2点の例について特に伺います。

1点目は、昨年3月定例会の代表質問に対して、当時の大河原教育長は、今年度から令和6年度ま

での間に、全体の3分の1に当たる13人が定年を迎える。学校調理を行っていく上で、大きな課題であると認識していると発言し、原則1年となっている非正規職員が多いことで、経験や技術力の継承が大きな課題であることを認めています。

しかし、同時に、こうした問題を解決するために、「技術力を低下させないOJTを推進してまいりたい」とも発言しています。そのことは実行されているでしょうか。仮に実行されているとしても、根本的な問題解決につながるものでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

2点目は、昨年、市内の小学校給食を会派で視察しました。その際に、視察先の校長先生から、「休みを取った給食職員の代替職員を探すことが、学校として非常に重荷になっている」との話をお伺いしました。

この問題について、当局はどのように認識しているでしょうか。なぜそのようなことが起きているのでしょうか。その原因をどう捉えているのでしょうか。また、今後、この問題をどう解決していこうと考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

学校給食のように毎日継続的に繰り返される業務については、本来、正規職員を充てるべきであり、そうすることが現在起こっている様々な問題を根本的に解決する方法と考えます。本市の見解をお聞かせください。

大項目の最後に、社会体育の推進について伺います。

初めに、体育施設の計画的整備についてお尋ねします。

平成4年の「べにばな国体」時に建設された市営プールや市営野球場などは、建設から30年がたとうとしています。そして、多くの社会体育施設が老朽化してきています。

公共施設等総合管理計画では、一番古い西部野球場と八幡原野球場のどちらかを廃止する方向で検討するとしています。しかし、その他の施設

はほとんどが現状のまま継続する方向です。

スポーツ推進計画の後期計画では、平成26年度から30年度にかけての施設の整備、修繕状況には年度によって大きな開きがあります。

さらに、基本方針4のスポーツ施設の整備では、スポーツ施設の個別施設計画策定を掲げ、「計画的なスポーツ施設の整備や改修等を行う」とし、「公共施設等総合管理計画を踏まえ、スポーツ施設の個別施設計画を策定する」としています。

また、安全・安心なスポーツ施設の維持管理の項では、「安全で安心して利用できるスポーツ施設を維持するため修繕を中心に管理・運営を行う」「施設利用者の増加を図る」としています。天候や施設の使用時間による使用制限について、利用者・団体、施設の指定管理者と連携し、それぞれのニーズに対応するとし、スポーツ振興くじの助成金の活用やスポーツ教室やレクリエーションの拡充を上げています。

しかし、来年度予算に計上された市営野球場観客席防水改修工事のように、以前から競技団体などからの要望があり、ようやく改修が始まるようなケースが多いのではないのでしょうか。

計画的な施設改修計画の早急な作成と実施が求められています。その際には、一定レベル以上の大会が開催可能な施設整備が必要と考えます。また、整備に当たっては金額的な平準化が必要ではないのでしょうか。本市の考えをお聞かせください。

次に、生涯スポーツ活動の推進についてお尋ねします。

スポーツ推進計画後期計画では、市民総合体育大会の見直しが上げられ、新たにスポーツを通じた健康増進の主な事業に、(仮称)市民スポーツレクリエーション大会の開催の検討があります。市民総体の見直しはどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

また、各地区の体育協会・振興会や各競技団体に意向調査を行っています。さらに、各競技団体

にも各地区体育協会・振興会のアンケート結果が示されました。どこが主導して市民総体の見直しを行うのか、よく見えてきません。具体的にお聞かせください。

健康長寿日本一をさらに強力に進めるためにも、多くの市民が関わり、スポーツに親しむことができるような機会を多く設ける必要があると考えます。本市の見解をお聞かせください。

市民総体のような大会がなくなると、地区運動会などの行事がない各地区の体育協会・振興会の存続意義が薄れてしまう地区も出てくるのではないのでしょうか。地区の体育協会・振興会をどのようにしていくとお考えなのではないでしょうか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 中川市長。

[中川 勝市長登壇]

○中川 勝市長 おはようございます。

私からは、1の新型コロナウイルス感染拡大防止策についてのうち、新型コロナウイルスワクチン接種の体制と見直しについてお答えいたします。

本市では、健康課内に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を立ち上げ、現在、総勢11名体制でワクチン接種に向け準備を進めているところであります。

また、副市長を本部長とする米沢市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置し、ワクチン接種業務を推進しているところであります。

ワクチン接種体制の確保に関しては、関係機関との調整、ワクチンの保管管理や交通弱者への対応、接種に係る予約や相談体制の構築等、解決すべき課題はまだ多くあります。健康課だけで処理することは困難であるため、さきに述べましたように推進本部の役割が重要であると考えております。

ワクチン接種を円滑に進めるに当たり、本市は個別接種と集団接種の併用方式とする方法で米

沢市医師会と調整を行い、多くの医療機関で個別接種が対応できる見込みとなったところであり  
ます。

このような状況であることから、当初は集団接種体制整備に大勢の人手が必要となることが想定されておりましたけれども、運営体制に要する職員も見込みより少ない人数で行うことができるものと考えております。

今後とも医師会と十分に連携していくとともに、医師、看護師等の医療職、また民間企業への業務委託、市職員それぞれが役割を分担することで、市職員に過重な負担がかからぬよう配慮してまいります。場合によっては、市民の皆様にも御協力をお願いしなくてはならない部分も出てくるかと思えます。そして、そのために必要な経費につきましては、国にしっかりと要望していかなければならないと考えております。

このようにしてワクチン接種を円滑に実施するために体制を構築してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

[菅野紀生産業部長登壇]

○菅野紀生産業部長 私からは、1番の新型コロナウイルス感染拡大防止策についてのうち、(1)の市内中小企業・飲食業関連業者への本市独自の支援策はあるかと、4番環境対策についてのうちの(2)の森林環境譲与税の活用についてお答えいたします。

初めに、1の市内中小企業の支援策でございますけれども、本市におきましては、市民や事業者の協力の下、「びしゃもんプロジェクト」をはじめとする様々な感染防止対策の取組などもあり、感染が拡大している状況ではないものの、全国的な感染拡大と県内の警戒レベル引上げ等により、飲食を伴う会食等の自粛ムードが広がり、忘年会や新年会等の行事が取りやめになるなど、市内の飲食店の中でも、特に酒類を提供する夜間営業の

飲食店の経営がこれまでにない厳しい状況になっております。

こうした中、山形県では、酒類を提供する夜間営業の飲食店等に対して、事業継続のための緊急支援給付金制度を創設し、本市においても申請に係る相談などの窓口対応や申請書の交付事務、事業内容の周知等を積極的に行うなど、県と連携しながら本制度の利用拡大を図ってまいりました。

今後の本市独自の支援策につきましては、コロナの収束が見通せない状況から、中・長期的な視点での経済対策が必要と考えております。

何より感染拡大防止を徹底しながら経済回復を図っていくことが重要であり、消費喚起を促し、売上げを増加させていくことで地域経済が循環し、景気浮揚につながっていきますので、消費喚起促進事業費補助金や、商店街のにぎわい創出により市内経済の活性化を図るまちなかにぎわい創出事業費補助金などの事業費を、令和3年度当初予算案に盛り込んでいるところです。

そのほかにも、国の第3次補正予算の活用や県と連携した経済対策を視野に入れながら、飲食業を含めた本市独自の支援策につきまして、どのような支援が効果的なのか、様々な検討を行っております。

御提案の事業継続支援金の拡充等につきましては、宿泊事業者等が県の緊急支援給付金の対象業種に含まれていないことなどから、緊急的に支援しているものでありますので、対象業種を拡大することは考えておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、森林環境譲与税の活用についてお答えいたします。

森林資源の解析調査につきましては、令和元年度に森林環境譲与税活用事業として、航空レーザー測量及び森林資源解析調査の有効活用を検討・検証するために、関地区をモデル地区として設定し、10平方キロメートルの航空レーザー測量を実施し、その測量区域内の民有林7平方キロメ

ートルについて森林資源解析調査を行いました。

その結果、山の尾根や沢などの地形や傾斜の情報のほかにも、以前使われていた作業道等が鮮明に分かり、今後の森林施業のしやすさなどの判断材料として活用できるほか、広葉樹と針葉樹の違いが判別でき、特に針葉樹に関しては樹高、直径や樹木の混み具合等が分かることとなりますので、まとまった材が取れる区域の選定等、森林経営の適否の判断材料として活用できるものと考えております。

これらのモデル地区における成果を検証し、令和3年度からは本市の民有林全域において航空レーザー測量と森林資源解析調査を進める計画にしております。

議員お述べのとおり、森林境界の分かる人が高齢化し、山林に入って境界確認をすることが困難になることが想定されたため、航空レーザー測量等の成果を活用し、モデル地区内の一部の区域で尾根や沢の地形及び樹種等のデータと公図等の土地情報や所有者情報データを重ね合わせ、森林境界明確化に向けた基礎資料を作成することにより、山に入らずに地区公民館等で図面やパソコンの画面を見ながら森林境界明確化を進めることができないか、現在、その手法を検討しております。

その手法を可能な限り迅速に確立・整備し、これからの森林環境譲与税活用事業の大きな軸として、森林境界明確化を本格的に、そして早急に進めていきたいと考えております。

また、戦後復興のための木材需要が急増したことから、国は拡大造林政策により針葉樹の植栽を推進しましたが、林道のない造林地では、杉の木が伐期を迎えても相当のコストをかけないと搬出できない森林も存在している状況です。

そのため、航空レーザー測量と森林資源解析調査の成果を分析・活用し、林業経営に適している森林か、適さない森林か、または現状では適さないが、路網等の整備を行うことにより経営が成り

立つかを判断しながら、積極的に針葉樹を整備すべき区域、針葉樹に広葉樹を交えた複層林へ誘導すべき区域、積極的に広葉樹を育成すべき区域等を設定し、今後の本市の森林のあるべき姿を示し、めり張りのある森林整備計画を作成しながら、健全な森林に整備していきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、1の(3)の新市立病院への感染症病棟の設置の必要性についてお答えいたします。

まず初めに、米沢市立病院の現状の新型コロナウイルス感染症対策としましては、患者などの来院者には、出入口を正面玄関の1か所に限定して、その場で手指消毒やマスク着用の徹底を呼びかけ、発熱の有無や来院目的の確認を行っております。

その段階で発熱などの症状がありましたら、看護師が詳しい問診などを行い、必要に応じて専門の医師に引き継ぎます。そこで感染の疑いありと判断した場合は、擬陽性の病室に隔離するなど適切な措置を行った上で、適宜、保健所の指示に従い対応しております。

また、病院スタッフにつきましても、毎日の体温チェックや手指消毒、マスク着用を徹底することで、来院者との濃厚接触による感染を防止しております。これらの対策により、現時点におきましては来院者からの感染は発生しておりません。

次に、新市立病院への感染症病棟の設置の必要性という御質問にお答えいたします。

第7次山形県保健医療計画では、公立置賜総合病院が第二種感染症指定医療機関となっており、SARSや結核の患者を隔離する病床として既に4床設置しておりますので、医療計画における枠組みからも当院に感染症病棟を設置することは難しいと考えておりますが、医療計画の見直しの際には、医療機関からの意見や要望などをお伝えする機会がありますので、今般の新型コロナウイルス

ス感染症への脅威や未知のウイルスへの対応など、将来的な見地や地域性を踏まえながら、感染症病床の必要性について検討していきたいと考えております。

なお、新病院における感染症対策としましては、基本設計において救急室の中に感染症外来を設置しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、実施設計では再度、院内感染防止のため諸室の配置や職員・患者の導線を見直し、効率性や安全性に配慮した設計に改善しております。

また、病棟につきましては、2つある重症病棟の1つであるハイケアユニット（HCU）が、一定程度患者隔離ができるような造りになっており、基本設計において個室4室のうち陰圧室を2室としておりました。

その後の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、実施設計では個室4室全室を陰圧室にすることで、中等症などの感染症患者も、地域の感染状況が逼迫した場合には受け入れることが可能な構造に改善しました。

なお、軽症の感染症患者や擬陽性の患者の受入れについても、感染症対策の専門家の下、一般病棟の一部をゾーニングすることで、職員や一般の患者への感染防止が図れるものと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

[安部道夫健康福祉部長登壇]

○安部道夫健康福祉部長 私からは、まず最初に、「断らない総合相談体制」の構築の進捗状況についてお答えいたします。

現在は、健康福祉部内において、福祉総合相談体制の在り方について「在り方検討会」を開き、今後あるべき体制について案を詰めている状況です。

検討会の中で、複雑な相談やどの部署にも属さないような相談であっても丸ごと受け止め、相談者と共に問題点の整理や課題の掘り起こしを行うこと、そして、総合的な支援コーディネーターと

その部署の配置が必要であることなどの方向性が上がったところです。

しかしながら、人材の確保や持続可能な組織体制を実現するためには、様々な解決すべき課題もあることから、今後、段階的な構築を進めてまいりたいと考えております。

なお、令和3年度につきましては、新庁舎において福祉部門を隣接して配置しますので、各福祉部門の相談員が同席することも容易になります。職員間の連携強化も図ってまいりますので、ハードとソフトの両面から相談内容を受け止めやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、福祉の枠を超えた関係課の横断的な連携とともに、職員全体の意識向上も必要ですので、過去の事例の検証や今後考えられる相談を想定した研修などを通して、職員のさらなる連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、健康長寿を支えるまちづくりについてのうち、初めに、(2)優先的に取り組む5つの課題に対してのこれまでの主な取組についてお答えいたします。

初めに、高齢者の社会参加や生きがいづくりに向けた取組としては、令和元年度から、コミュニティセンターを中心に地域住民が主体となって実施する健康体操や減塩に向けた料理教室、ウォーキング教室などに対して支援を実施しています。

食育や減塩の取組としては、県立米沢栄養大学の協力の下、平成30年度と令和元年度には、適切な食習慣を身につけていく大切な時期である中学生を対象に、尿中の推定塩分量測定結果やBDHQ（簡易型自記式食事歴法質問票）の調査結果を基にした減塩教室を実施しました。

また、令和2年度からは、市内企業に勤める方々を対象に、尿中の推定塩分量測定結果やBDHQの調査結果を基にした減塩教室を実施しております。

さらに、米沢市国民健康保険の特定健康診査受診率について、平成20年度以降、県内最下位であ

りましたが、受診率向上に向け、受診勧奨など様々な取組を進めた結果、平成30年度実績で県内最下位を脱したところであり、引き続き、受診率向上に向けた取組を実施しているところです。

今後も、健康長寿のまちづくりの実現に向けて優先的に取り組む5つの課題の解決に向け、市民と一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

続いて、健康通信簿の取組と指標はどうなっているかについてお答えいたします。

健康長寿のまちづくりの取組を進めるに当たっては、漠然としたフレーズだけではなく、健康に関する意識がどのように改善されたのかなどについて、一定の客観的な指標を用いて分かりやすく公表する必要があるものと考えております。

このような考えから、市民の方に分かりやすい形で客観的な指標を基に、米沢市全体あるいは地域ごとに評価と課題を設定しお知らせする手段として、分かりやすいネーミングを用いた健康通信簿という案を示したところです。

この評価と指標について、先進自治体の事例を参考として、本市における各種計画の中から指標となる事項の洗い出し作業を進めていたところでありましたが、昨年3月末に米沢市で県内初の新型コロナウイルス感染者が発生して以来、新型コロナウイルスへの対応、そして、新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築がまずは喫緊の課題であることから、結果として健康長寿のまちづくりのプランの見直しや指標づくりが進んでいない状況であります。

こうした状況ではありますが、次年度においては、新型コロナウイルスワクチン接種を最優先課題としながらも、市民の方が健康長寿のまちづくりを実感できるような指標づくりや、健康マイレージなど健康に関する自己管理にインセンティブを与えるような具体的な取組について、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、3、生活困窮者の自立支援についてにお

答えいたします。

初めに、コロナ禍における本市の倒産及び雇い止め、解雇等の実態把握については、本市独自の調査はしておりませんが、厚生労働省が公表した資料では、令和3年2月12日現在で、山形県内のハローワークや労働局に休業に関する相談があった事業所数、いわゆる雇用調整の可能性がある事業所数は3,190、解雇等の見込み労働者数は661人となっております。

また、民間調査会社が実施した調査によりますと、令和2年1月から12月までの期間で、市内事業所で倒産した件数は5件、廃業した件数は45件となっております。

早期発見・早期対応に向けての工夫やアウトリーチ活動の充実についてであります。本市の生活困窮者に対する相談支援につきましては、社会福祉協議会内に「米沢市生活自立支援センター」を設置して対応しております。

長引くコロナ禍によって、生活困窮の相談は昨年度より大幅に増加しており、今後も高止まりあるいは増加傾向と推定されることから、相談体制の強化が必要であり、現在2名の相談支援員を3名とするよう、新年度予算案に計上したところです。

事態が悪化する前の早期発見・早期対応のためには、アウトリーチによる積極的な関わりが重要と認識しており、現在も行っておりますが、コロナ禍における相談状況に対応するため、今回の増員と併せ、日頃地域で活動していただいている民生委員の皆様と連携しながら、これまで以上に積極的にアウトリーチ活動を行っていきたいと考えております。

関係機関との連携につきましては、継続的な支援が必要である方に対しては個別に支援プランを作成し、これに沿って支援していくとともに、毎月、関係する機関が一堂に会して支援調整会議を実施しております。ここでは、支援プランや支援内容の共有・評価を行い、状況の変化に応じた

適切な支援となるよう努めているところであります。

なお、格段に進歩・普及した情報機器をうまく活用すれば、支援がいち早く行き届くための有効な手段になり得ると認識しておりますが、どのような活用方法があるのか、情報収集していきたいと考えております。

続きまして、地域づくりの視点が必要ではないかについてお答えいたします。

地域には、ここに住む様々な人をはじめ、商店や会社、病院などがあり、そのいずれもが地域の大切な宝、地域資源であります。これらが有機的につながって互いに支え合う姿が、目指す「地域共生社会」の一面であると認識しております。

行政の地域づくりに関する取組は、分野ごとに様々な施策やメニューがありますが、地域福祉の視点からは、地域福祉活動の要となる民生委員に関する支援策が上げられるかと思えます。

民生委員の皆様には、地域の身近な相談役として、住民の様々な話を聞き、必要に応じて公的機関や支援制度につないでいただいておりますが、そのための情報提供や研修開催及び自主研修の費用助成を行うとともに、市民に対して民生委員活動への理解と協力を呼びかけております。

今後、地域共生社会の実現を目指していく上では、地域の様々な情報を収集し、多様な地域資源を掘り起こしながら結びつけ、地域の課題があればそれを生かして解決を試みる事ができる仕組みが、地域づくりに必要であると思っております。

最後に、生活保護の扶養照会についてお答えいたします。

本市では、扶養義務者の存否確認を行い、保護受給者本人などからの聞き取りによって扶養の可能性が期待されると判断した場合のみ、扶養照会を行っております。

生活保護申請前の相談時においても、扶養義務者についてお聞きすることはありますが、主目的

は関係性を把握するためであり、扶養照会を行う旨の説明はしておりません。

扶養照会は保護開始後に説明を行って理解を求めてから実施しますので、この件が保護申請から遠ざけていたという実態はないものと思っております。

なお、扶養照会は単に金銭的援助の可否だけでなく、社会の中で孤立しないよう交流していただけないかという精神的援助の可否を確認する意味合いが大きいものですので、保護受給者の承諾がある場合は交流が途絶えてしまっている扶養義務者に対しても照会を行い、関係修復を試みる場合もあります。

また、保護受給者が望まない場合であっても、その関係性を十分に聞き取った上で扶養義務の履行が期待できると判断できる場合には、扶養照会の趣旨を説明し御理解いただきながら実施しておりますので、扶養照会が原因で保護を辞退した事例もございません。

生活保護の運用は、国からの法定受託事務であり、国県の定期的な監査により毎回厳しくチェックされております。本市としましては、扶養照会を含めて制度の趣旨に沿った運用をしていると認識しておりますし、今後も保護受給者に寄り添った支援に努めてまいります。

私からは以上です。

○**鳥海隆太議長** 森谷市民環境部長。

〔森谷幸彦市民環境部長登壇〕

○**森谷幸彦市民環境部長** 私からは、4の環境対策についての御質問のうち、（1）グリーンインフラの推進についてと（3）脱炭素社会の実現に向けての御質問にお答えいたします。

初めに、グリーンインフラにつきましては、自然環境が有する多様な機能を有効に活用し、防災、減災力の強化を図る強靱性の向上に資する施策の考え方や手法であり、市街地の緑化促進を例に挙げれば、植栽や土壌による雨水の貯留、浸透、急激な流出の抑制、地下水涵養など多様な効用に

より、豪雨による洪水など水害対策のほかヒートアイランド現象の緩和策にも資するものであると認識しているところです。

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるグリーンインフラの取組は、SDGsの目標を達成するための基盤であり、積極的に取り組んでいくべきものと考えておりますので、今後も防災、減災、地域振興、環境といった視点から、本市の各種計画、施策においてどのように位置づけ、あるいは具体的にどのように活用を図ることができるかなど、国が示すグリーンインフラ推進戦略などを参考にしながら検討を進めてまいります。

次に、(3)の脱炭素社会の実現に向けての御質問にお答えいたします。

本市においては、上杉鷹山の時代から既に環境に配慮する精神が醸成されていると考えております。

例えば、昨年、日本林業遺産に認定された米沢市山との暮らしを伝える遺産群：草木塔群と木流しは、江戸時代、特に上杉鷹山の時代の大規模な森林資源である真木材の輸送の歴史を物語る遺構であり、住民の山や草木への思いを物語る石碑群であることから選定されました。

自然に感謝し敬う心を表す最古の草木塔が田沢地区に建立されており、草木塔を題材とした社会教育事業が行われていることなどは、環境保全の取組としても世界に誇れるものであり、これらの地域資源を活用した環境を軸としながら、持続可能な社会を実現するローカルSDGsに市民総参加で取り組んでいく必要があると考えております。

現在、里山資源の活用として、本市のシンボル斜平山での「ようざん桜の杜整備事業」に多くの市民が参加されており、市民自らの手で斜平山の自然環境を守り生かしていく取組などを推進することで、経済、社会、環境の好循環を図りながら、脱炭素社会を実現させてまいりたいと考えて

おります。

また、公用車や物品調達等において生産時等における環境負荷を考慮する必要があるのではとの御質問ですが、本市の公用車や物品調達においては、平成18年にグリーン購入基本方針を制定し、物品調達に当たっては必要性や適正量を十分に検討した上で、製造・流通・使用・廃棄の各段階で資源やエネルギーの消費がより少ないこと、環境汚染物質等の使用、排出がより少ないこと、長期使用、再使用、リサイクルが可能なこと、廃棄時の環境負荷がより少ないことなどの観点に基づき、環境負荷の低減に資する物品等16品目を指定し、購入等を行っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、5の(1)米沢市職員定員適正化計画の検証についてお答えいたします。

初めに、令和3年4月1日時点での職員数見込みについてであります。市立病院職員を除きまして、現時点で577人を見込んでおります。職員定員適正化計画における数値目標は535人としておりましたので、計画より42人多くなる見込みです。

このように計画の数値目標と大きく差が生じた背景としましては、計画策定時には、当時の新米沢市行財政改革大綱との整合性を図る必要があったことに加えて、平成26年度における急激な財政状況の悪化を踏まえて、できるだけ職員数を削減する方針に立って数値目標を設定した経緯があるところでございます。

また、その時点では事業計画がなかった様々な新規事業のほか、重要課題や事務量の増大等に対処するために必要な人員を配置した結果、このような計画との乖離が生じてしまったものと認識しているところであります。

次に、会計年度任用職員の職員数が増加していることから業務量に見合った職員数の計画とされていたかについてであります。令和2年4月1日時点における会計年度任用職員数につきましては、従来非常勤特別職として任用していた職員や期間を区切って任用していた職員を除きまして、通年任用した人数は、市長事務部局で95人、教育委員会事務部局で47人、合計142人となります。

一方、計画策定時である平成27年4月1日時点における通年任用の嘱託職員数は市長事務部局で91人、教育委員会事務部局で48人、合計139人でありましたので、通年任用の会計年度任用職員の職員数はほぼ横ばいの状況と認識しているところでございます。

議員お述べの会計年度任用職員の人数につきましては、令和元年度までは非常勤特別職に区分されていた職員や通年任用でない職員も含んでいた人数であることに加え、令和2年度中に任用することとしていた予算上の延べ人数でありますので、比較すべき4月1日時点での従来の嘱託職員や臨時職員に該当する会計年度任用職員の人数としましては、市長事務部局で160人、教育委員会事務部局で83人、合計243人となります。

次に、業務量を数値化することにより、当該業務に見合った職員数とすべきではないのかについてであります。個々の業務量の測定を基礎として職員数を算定することにつきましては、行政需要の多様化に伴う変化が大きい事務分野や業務内容が主として定型的でない、いわゆる不定形業務分野における業務量の測定は非常に困難であると考えているところでございます。

そのため、本市では、業務内容や業務量、業務遂行に必要な職員数等を最も把握している所属長へのヒアリングを通して必要な職員数を把握しているところでございます。

今後につきましては、定年引上げや再任用制度における勤務形態の多様化等を見据えるととも

に、デジタル化による業務効率の向上を図りながら、様々な行政課題に対応できるように、引き続き所属長へのヒアリングを通して適正な人員配置に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、5の業務量に見合った職員数の確保のうちの学校給食調理現場の職員配置と、6の社会体育の推進についてお答えいたします。

初めに、学校給食調理現場の職員配置人数は、文部科学省の配置基準を参考に本市独自に定めた配置基準に基づいて決定しており、この中で正規職員と非正規職員の割合についても一定の基準に基づいて配置しております。

学校給食に関する課題に関しては、教育委員会として様々な機会を捉えて把握に努めており、今後も現場の課題については丁寧に聞き取りをするなど、実態の把握に努めながら対処してまいりたいと考えております。

次に、第1点目のOJTの実施による技術力の維持についてであります。まず、御質問の中で述べられていた昨年3月定例会での教育長の答弁については、これまで長年調理業務に携わってきた調理師の多くが退職することが、今後も学校給食を行っていく上での課題であるとの認識を示したものであり、非正規職員との関係で答弁したものではありませんので、御理解いただきたいと思っております。

OJTは、実際の業務の中で行う訓練や研修方法であります。調理業務における技術力の維持については、安心、安全な学校給食を提供していく上で重要な課題であります。各調理場では、職場全体で技術を含めた情報の伝達共有が図られており、そうした確認や相互協力の中での伝達がOJTの一種であると考えています。

また、技術力は日々の作業で培われていくものであるため、毎日の調理作業の中で経験豊富な職員が経験の浅い職員に対して指導を行うことによりOJTが推進されており、非正規職員の割合が高いことによって技術力の維持・継承が行えないということはないものと考えております。

次に、調理師の急な休暇に伴う調理代替者の調整が学校の負担になっていることは、十分認識しているところです。特に、朝の調整は慌ただしい時間帯であることや代替者の予定や都合があることから難航する場合もあり、大きな課題であると認識しております。

なお、このことは給食調理が基本的にマンパワーによる業務であり、人員の確保が必須であることによる問題でありますので、仮に全ての調理師を正規職員とした場合でも起こり得る問題であるものと考えております。

調理代替者は、その学校の調理業務についての知識、経験等や急な依頼に対応していただけることなど、調理技術以外の要件も加味して探しているため、その人員を増やしていくことが難しいのが現状であります。

今後は、学校やコミュニティセンターなどと連携し、広く人材の照会等を行い、調理代替者の確保、増員に努めていくほか、代替職員の確保に係る学校現場の負担を軽減する対策について、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、社会体育の推進についてお答えいたします。

まず、(1)の施設の計画的な整備についてですが、今後の社会体育や生涯スポーツの振興を図る上でも、施設の整備が大きな課題と認識しております。

市の公共施設等総合管理計画に基づいて、現在策定中のスポーツ施設の個別施設計画は、今後10年間における施設の整備計画となっていますので、今後はこの計画に基づき計画的に整備を行ってまいりたいと考えております。

また、今後の整備に当たっては、必要な施設や規模や機能等を十分に検討していくことが必要ですが、利用想定と維持費等を含めた総合的な視点で規模や機能を検討する必要があるものと考えております。今後、具体的に施設の整備に取り組む際に、おのおのの施設で判断してまいりたいと考えております。

また、整備費については、整備の内容に応じて大きく金額も変動するとともに、多額の予算が必要であることから、スポーツ施設整備の予算を一定の水準で確保することは難しく、市全体で考える必要があります。

加えて、大規模な改修に活用できる国の公共施設等適正管理事業債やスポーツ振興くじ助成金等の有利な財源の確保ができるかも、施設整備の大きな要因となりますので、こうした点を踏まえて計画的なスポーツ施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、生涯スポーツ活動の推進についてお答えいたします。

御指摘の市民総合体育大会については、これまで所管課のスポーツ課が中心となり、米沢市スポーツ協会と連携して、各地区の体育協会や体育振興会との会議を2回開催したほか、各競技団体との意見交換等を開催してきました。

この結果、令和3年度からは、教育委員会で原案を示した(仮称)米沢市総合スポーツ大会と(仮称)米沢市市民レクリエーション大会に分けて実施することで、大筋の合意が得られる見込みとなっております。

このうち、(仮称)米沢市総合スポーツ大会は、教育委員会、スポーツ協会、スポーツ推進委員会等が主体となって組織する実行委員会を実施したいと考えております。

この(仮称)米沢市総合スポーツ大会では、現在の市民総体で実施している16競技のみならず、米沢市スポーツ協会に加盟しているその他の競技団体にも参加を促すとともに、スキーを除いた

開催期間をこれまでの約4か月間から9か月間程度に広げて、競技の重複を減らすなど参加機会を増やすとともに、競技団体と各地区の体育協会や体育振興会双方の負担を減らしながら、これまで参加できなかった方も参加ができ、多くの市民が参加できる大会にしていきたいと考えております。

一方、(仮称)米沢市民スポーツレクリエーション大会についても、今後、教育委員会、スポーツ協会、スポーツ推進委員会のほか、地区の体育協会や体育振興会等で実行委員会を組織し、実施内容を詰めていきたいと考えておりますが、基本的に地区対抗として、ニュースポーツ等を主に地区の連携や触れ合いを創出しながら、市民がスポーツに親しむ機会としていきたいと考えております。

加えて、今後の検討課題ではありますが、障がいのある方にも参加できるような種目も検討していきたいと考えており、健常者と障がいのある方が一緒になってスポーツに親しめるような大会にしていきたいと思います。

このためには、地区の体育協会・体育振興会の役割は必要不可欠であると認識しているところであり、今後とも連携を図りながら、より多くの市民が生涯にわたって日常的にスポーツに親しめる機会づくりの創出に努めてまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番(我妻徳雄議員) 最初に、順不同で大変恐縮でございますが、学校給食について伺います。

この質問は、ぜひ教育長にお答えいただきたいと思っておりますけれども、私の質問の根幹をなす部分ですので、改めて伺います。

文部科学省は、学校給食における食育推進、学校給食の充実ということで、いろいろ書いているのですが、平成17年に食育基本法が、平成18年に食育推進基本法が制定され、子供たちが食

に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっている。

文部科学省では、栄養教諭制度の円滑な実施をはじめとした食に関する指導の充実に取り組み、また、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るために、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進めていきますというふうな報告でありますけれども、この方針で米沢市もやっているということは間違いありません。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 間違いありません。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番(我妻徳雄議員) そうですよ。生きた教材、食育というのは生きた教材なわけです。そういうふうに文部科学省は言っている。

だとするならば、この間、学校として、この教材、いわゆる子供たちの教育の材料ですね、給食というのは。教材をどのようにやってきたか、教育を、それを教えていただけますか。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 毎日の給食を教材として、一口メモのようなもので、今日の給食の献立の中身、こういったものが入っているよというようなことを、日々子供たちに伝えながら、担任であったり栄養教諭であったり、あるいは給食主任等が具体的に指導しながら、毎日の給食を実施しているところです。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番(我妻徳雄議員) 釈迦に説法ですね、校長先生に。

そうですね、毎日、各クラスに、こういう食材はこういう効果があるんだよとかということ配っている。そのほかにもいろいろやっているとお聞きしています。

昨日の議論を聞いていると、子供たちのために教材だということが抜けていたのではないかと。答弁で一切出てこなかった。そのことはどうです

か。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 給食は子供たちのためにあるというのが、これはもちろん前提条件ですので、そのことを踏まえて昨日いろいろな答弁をさせていただいたところです。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） そうですよ。学校給食というのは教材なんです。生きた教材。だから、いろんな活用をしていこうと。子供のためにお金をかける、教育のためにお金をかける、これはある意味仕方がないことなのですよ。

そこに費用対効果だとか、子供に対して費用対効果だとか、そういうことをとことん追求してしまっちはまずいと思うのですよ。その点、いかがですか。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 このたび、学校給食検討委員会で御意見を頂戴しておりますけれども、いろんな視点があるわけですけれども、子供たちの教育という大きな視点、それから子供たちにとっての給食というような視点、そういったやはりいろいろな視点から検討すべきものと考えています。

学校給食検討委員会の中でも、特に中学校の給食につきましては、子供たちのいろいろな活動の中の1つという位置づけでありますので、総合的にやはり判断していくべきものと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） 私も子供がおります。息子、娘ですけれども、やはりどんなときでも子供たちにできるだけいろんなことをさせてやりたい、子供たちの希望をかなえるような努力をしてやりたい、そう思って親としてはやってきました。

それは、教育長も同じ思いだということで大変うれしく思います。そうであってほしいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

参考までに、いろいろ勉強したので追加で話を

させていただきましても、学校給食で郷土料理を作ったり、あるいは小規模校などは地元の農家の人が野菜を作るときの苦労話を学校給食のときにしてくれるのを聞いたり、そして子供たちの勉強になったり、そんなこともやっているようです。また、業者に来てもらって学校でこういう食材についての話を聞く。まさに教育として、様々な形で学校教育の中に取り入れられているのが学校給食だと思います。

私も小さいとき、あっ、今日はカレーかな、少しずつ給食の時間が近づくと匂ってくるんです。何となく分かるんですね、鼻が利くというか、学校給食は。そうすると、やはりうきうきと給食の時間が楽しくて、毎日学校に行って、そしていろんなことを勉強した。そんな記憶があります。ぜひともそういうことを大事にしながら、学校教育を大切にしていだければと思います。

そういったことを分かった上で、さらにお聞きしますけれども、先ほど、代替職員を探すのは非常に苦労されているということは分かっていますという答弁だったと思います。

学校でのことですから、教頭先生が多分探してくださいと思うのですけれども、それを担当するのは学校ですからある意味学校の責任なのかもしれないけれども、今、学校が非常に忙しい中でそれは大変な重荷になっていると。だから、何とかできないのかという、やはり知恵を出すところだと思うのですよ、お互いに。教育委員会も。

その点、これから十分検討が必要だと思うのですが、いかがなものでか。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 調理師の休み等の対応につきましては、いわゆる何日か前から予定されている部分については計画的にできるわけですが、やはりおなかが痛くなったり、そういった状況の中で対応していくとなったときに、正直、やはり学校で苦労しているところです。

やはり地元代替の方を増やす等々の対応策を

広げていかなければいけないということで、今、学校とコミセンのほうも通しながら、登録者の方を増やして、まず対応を進めているところです。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひいろんな形で、もちろんそれには教育委員会もやはり手を貸してやらなければだめだと思うのです。いろんな意味で学校給食を支えていく、そういうことは地元の人たちも一生懸命協力してくださっている。そういうのが今の学校給食を支えていると思いますので、ぜひそういうことも考慮してやっていただければと思います。

○J Tですけれども、○J Tとはそういうものなのですかね。現場教育、直訳するとそういうことだと思うのですよ、先輩から後輩に。それにプラス、いろんな意味で、ケース・バイ・ケースで、給食力を向上させるために勉強するというのが○J Tだと思うのです。いろんな形で研修会をしたり勉強会をしたり、あるいは実習で見て実際に勉強したり、そういうことをやるのが給食力。

東日本でもすごく上のほうの給食だと言われています。例えば化学調味料を使わないとか。それがどンドン忙しさの中で、冷凍食品も少しずつ使い始めました。手切りもスライサーに少しずつチェンジしてきました。

できるだけやってあげたいという思いを持っているようだけれども、いろんな研修やら講習会をきちんとやって、その技術力を継承していく、それは非常に大事なことだと思うのです。

今年度は、確かにコロナ禍の問題もあってなかなか集まるということも難しい状況もあったと思うのですが、ぜひとも、来年度は多分3の方が定年退職を迎えられると思います。そういった意味から言っても、いろんな研修会とか講習会の機会を多く持つ、そういうことはできないでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 今、議員からもございま

したように、今年はやはりコロナ禍の中でなかなか集まっての研修はできなかったというところでもあります。

毎年、調理師の方々の研修会なども企画して実施しておりますので、令和3年度についてはそのようなことも実施していきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひよろしくお願ひします。給食は教育なわけですから、そこのところを考慮しながら、いろんな意味で、命をいただくわけですよ、野菜を調理したり肉を調理したりするということは。そういったことがきちんと伝わるようなそういった教育をぜひともやってもらいたい。そんなことを申し上げて学校給食のほうはよろしくお願ひします。

次に、森林環境譲与税の関係ですけれども、森林環境譲与税を使ってそういうふう境界を決めていくというのは、非常に今の時期タイムリーだと思いますし、やらなければならない時期に来ていると思うのですが、問題は、いわゆる相続の関係で何人も土地の所有者がいたりとか、そういう実例というのがかなりあるとお聞きしています。

そういった対策なども並行して考えていかなければならないのではないのかなと思いますけれども、その点はいかがなものですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 議員御指摘のとおり、相続者等の不明の土地というのは、全国的に大きな課題となっております。

そのような中で、昨年6月に第10次地方分権一括法によりまして森林法が改正されまして、市町村が行う森林所有者調査の際に、固定資産税に関する情報が利用できるようになりました。地方税法上の守秘義務対象となっておりますが、こういった形で森林の相続者の確認ということで活用できるということになりましたので、これらを

活用して迅速に進めてまいりたいと思います。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） そうなのですね、それは分かるのです。ただ、相続がきちんとなっていないで、子、孫と行くといわゆるねずみ算、どんどん増えていくなかなか、ここの土地の境を決めるときに、じゃ、誰が立ち会ってどうするんだというのが難しいような気がするのですよね。その点はどうかお考えですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 情報として、地方税法上の情報が頂けるといことで、ある程度の特定ができると認識しております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひそのようなことでお願いしたいと思います。

では、もう一点、伐期を迎える森林が結構あって、路網も整備されないところで多大なる金がかかって、それに対する対応策もやはり考えなければならぬと思うのです。

本市は、長期伐にして80年とかそういうふうな伐期を延ばしてきましたけれども、いよいよもって、この状況の中で切らなければならない土地も出てきていると思うのです。そういう対策についてはどのようにお考えですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 壇上から申し上げましたとおり、森林環境譲与税を活用しまして、レーザー解析等、様々なことを行いまして、適切に事業を進めていくように努めてまいりたいと思っております。

○鳥海隆太議長 我妻徳雄議員。

○3番（我妻徳雄議員） ぜひよろしくお願ひします。

時間がないので最後にしますけれども、断らない総合相談体制の構築、相談窓口については、去年から言っているわけですから、今年から始めるわけではないので、一定程度の方向性がもう少し

出てくるのかなと、人をつくるのは大変だよと、私は何回も指摘しました。やれるという話だったので、私は改めて今回聞いたのですけれども、ほとんど進んでいないと。今年頑張ってください。以上でございます。

○鳥海隆太議長 以上で、市民平和クラブ、3番我妻徳雄議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前 11時30分 休 憩

~~~~~

午後 0時59分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

日本共産党市議団、7番高橋壽議員。

〔7番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○7番（高橋 壽議員） 私は、日本共産党市議団を代表し、中川市長の2021年度市政運営方針に対し、4点お伺いいたします。

第1の質問は、子育て支援について伺います。まず最初に、中川市長に答弁をお願いいたします。

米沢市まちづくり総合計画の後期5か年計画重点事業計画の10の事業の中には、前期重点事業に掲げられた子育て支援が、引き続き後期の重点計画に掲載されました。後期計画の子育て支援には、主な事業としては7事業が上げられておりました。主な事業としてです。

市長は、昨年の市長選で、「子育てするなら米沢市になるようにしたい」と街頭から訴えられていたのを覚えています。

市長には、「子育てするなら米沢市」というのであれば、そのビジョンとそれに向けた具体的な事業のロードマップを市民に示すべきだと、これまでも質問してまいりました。

これに対し、市長の答弁では、ロードマップ、つまり具体的な事業については、まちづくり総合計画と子ども・子育て支援計画に従って実施していくことになるというような答弁をしております。

そこで、改めて、まず中川市長から、市長が考えている「子育てするなら米沢市」のビジョンをお聞かせください。

その上で、2点お伺いしたいと思います。

1つ、2021年度に実施する子育て支援事業の主な事業は何なのか。また、まちづくり総合計画後期重点事業で掲げられている子育て支援の7つの主な事業のうち、スクールガイダンスプロジェクトと妊娠・出産包括支援事業について、その内容をお伺いしたいと思います。

2つ目は、県が新年度の予算に、2021年度から段階的にゼロから2歳児の保育料を無償化するための予算を盛り込んだと報道されております。そこで、本市のこのことについての基本的な考え方と、米沢市が実施する場合の財政負担など、本市が準備すべき課題は何か、お伺いしたいと思います。

国が実施した3歳から5歳児の保育料無償化のときには、おかず代、いわゆる副食費は市独自で補助はしておりますが、対象世帯に所得制限がついています。例えば所得制限をなくすことや、県が無償化を予定している所得階層を米沢市が前倒しで拡大していくなど、本市の上乗せの対応についてはどう考えているのでしょうか、これも併せて答弁をお願いしたいと思います。

次の質問は、本市の健康長寿日本一の考え方などについてお伺いしたいと思います。

まちづくり総合計画の後期重点事業計画の10の事業のうち、9の事業が前期重点事業に掲げられた事業を後期に引き継いだ事業になっています。新たに後期に追加されたのが、健康長寿のまちづくりの推進となっています。市長が強調する「健康長寿日本一を目指す」ということのように

す。

全国のあちこちの自治体で、健康長寿日本一を目指しています。山形県もまた、健康長寿日本一を掲げています。

そうした中で、中川市長が掲げる「健康長寿日本一を目指す」とは、ほかの自治体のそれとはどう違うのか、あるいは同じなのか、私には実はよく理解できていません。市民の皆さんは理解できているのでしょうか。

市長が掲げる健康長寿日本一の日本一をはかる物差し、あるいは指標とは何なのか、何ををもって日本一とするのでしょうか。

米沢市健康長寿日本一推進プラン案が策定されています。これはあくまで案ということで、案がまだ取れておりません。

そこには、「健康長寿日本一を共通理念として」と述べてあります。日本一とはリアルに到達すべき指標ではなく、そうであればよい姿ということになっています。

しかし、日本一とは、私は指標であって、指標を日本一としていながら、日本一とは理念であってそうであればいいということでは、訳が分からなくなってしまうのではないのでしょうか。

一方、理念と言いながら、この推進プラン案では指標を設置することにもなっています。「健康長寿日本一を目指すに当たり、様々な指標を用いて健康長寿に関わる各種事業を多面的に評価・検証していきます」とあります。「例えば、このような指針」と例が幾つか挙げられています。

しかし、それらが指標とすべきものかどうかも含め、十分な議論はなされたのでしょうか。尻切れとんぼのような状態になっています。指標が確定していません。

そうした中で、健康長寿日本一の事業が、今、進んでおります。指標が確定していない中で事業だけが進んでいる。全くおかしい状況になっているのではないのでしょうか。

また、推進プランでは、「目指すべき健康長寿

のまちづくりの将来像7つの柱」と「優先的に取り組む5つの課題」を上げています。しかし、肝心なそれらを実現するための事業計画や推進体制などが、まだ十分具体的なものにはなっていません。

中川市長は、市長の言わば看板政策のように健康長寿日本一を掲げておられます。しかし、掲げてから3年が経過しました。総合計画後期重点事業に追加もし、市民の健康づくりに力を入れていくという姿勢は、私は大いに評価するものです。

しかし、具体的な事業としてはそれほど進んでいないのではないのでしょうか。既存の事業を健康長寿の事業の枠で囲った印象が拭い切れておりません。

総合計画後期5か年は既にスタートしています。2020年から2025年までの事業計画案から、まず案を外す作業を急ぎ、実現に向けて予算を、日本一というのであれば日本一の言葉にふさわしい十分な予算を確保し、そして、事業終了年の5年後の計画に基づく成果ははっきり市民に展望できるようにして初めて、私は、市民参加型の健康づくりの運動が市民に根つき、そして広がっていくのではないかと考えています。

そこで、中川市長にお伺いしたいわけです。

米沢市が、言わば御自身の看板政策に掲げるほど、健康長寿日本一を目指す必要があると考えられたのは、どのような理由からだったのでしょうか。また、どのような取組がそのためには必要と考えられるのでしょうか。

その上で、2点具体的にお伺いしたいと思います。

1つは、2021年度とまちづくり総合計画・後期基本計画で実施しようとする、本市の健康長寿日本一の施策とは、主なものは何でしょうか。

2つ目は、これまでの2年間の取組でその効果はどのようなものがあつたのか。また、目指す健康長寿日本一の日本一の目標値や、あるいは本市の健康長寿日本一のビジョンは明確になってい

るのでしょうか、お伺いしたいと思います。

3点目の質問は、本市の超高齢社会をどのように支えていくのかについてお伺いしたいと思います。

まず、これも市長に、超高齢社会にどのように取り組み、備えようとしているのか、ビジョンをお聞かせいただきたいと思います。

その上で、超高齢社会を支える介護保険制度に絞って、新年度から向こう3年間の第8期介護保険事業計画について伺いたいと思います。

米沢市の第8期の介護保険料は、所得段階5の本人が市民税非課税の基準額、これで年額7万3,200円になることとなります。前期の第7期では基準額が6万9,000円。5.7%の値上げです。

年額6万5,800円の所得段階4から年額9万5,100円の所得段階7のところ、介護保険料を納める本市の65歳以上の高齢者の皆さん方が、64%がここで占められています。

高齢者本人が国民年金の収入のみで暮らしている方々、そういう方でも第4段階の年間6万5,800円の介護保険料となります。まさにほとんど1か月分の年金額に相当します。

介護保険制度が始まったのが、かれこれ20年前の2000年です。そのときの介護保険料は、米沢市の基準額は年額3万2,000円、月額2,600円でした。それが第8期では7万3,200円、月額6,100円と2.3倍にもなります。

そして、2025年には全国平均で月額8,100円と言われ、年額で9万7,200円の試算額となっています。恐らく米沢市もこれに近い金額、もしくは高齢化率でいえばこれを超える年額10万円に近い保険料となる可能性も出てまいります。

そして、高齢者の負担は介護保険料だけではありません。2021年度、来年度からは、年度途中ということらしいですけれども、75歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担が1割から2割に負担が増えるという法案が、今開かれている今国会に提出されました。

米沢市の先ほど申し上げました介護保険料の所得段階で見ますと、第7段階以上の高齢者の皆さんがほとんど対象になると見えています。

そして、今回の窓口負担の所得階層、収入で言うと200万円以上ということで政治決着という形になりましたけれども、当初、自民党は170万円という案だと報道されています。こうなりますと、介護保険の所得段階で言いますと、恐らく基準額あるいは基準額以上の5からその上の段階の皆さん方は、ほとんど後期高齢者の医療費の窓口負担が2割になる可能性も出てまいります。

こうした状況にある中で、今回第8期の介護保険料の引上げです。

そこで、お伺いします。

1点目は、介護保険料、そして利用料の負担軽減をすべきだと思います。どのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

2つ目は、要支援1・2の方が利用できる総合事業のうち、介護予防生活支援サービスの2021年度の事業計画はどのようなものになるのか、お聞かせください。

これまで国は、要支援1・2に限定したサービスをこの総合事業でやると言っておりました。しかし、国のほうは、要介護認定を受けた方の本人の同意があれば、要支援1・2に限らず、要介護1からの認定者についても、この総合事業は可能だといいました。

これは、総合事業を導入する際に、介護保険制度の外に押し出した要支援1・2の皆さん方の介護サービスを、今度は本人の同意がなくとも介護保険制度が総合事業に、要介護1からの介護サービスを必要とする方々も押し出してしまうと、そういう可能性も見えてくるわけです。

米沢市は、今、総合事業では現行サービスに限って実施していると言っておりますが、今後の米沢市の総合事業をどういうふうに展開していくのか、その見解をお伺いしたいと思います。

最後の4点目の質問です。

コロナ禍の中で市民が必要な医療を受けるために、国民健康保険をどうするかというのが、今、大きな大事な課題だと思います。

これまでも国民健康保険について質問を続けてまいりましたけれども、特に、国保税が市民に重い負担となっていること、あるいは協会けんぽなど他の医療保険料に比べ負担が重いこと、子育て世帯にとって均等割が重く、子育て支援として軽減すること、そして、米沢市の国保会計の基金残高があまりにも多く、基金を取り崩して国保税の引下げに活用することなどを、これまで求めてまいりました。

そして、コロナ禍の今回の影響に対し、米沢市が様々な支援策を市民の皆さん方にとってきているわけです。昨日、今日の代表質問でも、飲食業あるいは非正規の従業員、とりわけ女性の従業員の皆さん方にしわ寄せが来ているということが、こもごも述べられました。

そういう皆さん方は、ほとんど国民健康保険の加入者になっています。コロナ禍でも何とか国保税を滞納しないようにと、国保税を頑張って納めているというのが現状ではないでしょうか。

こうした中で、全国の自治体の中では、コロナ禍の影響対策として国保税を据え置く、あるいは国保税の引下げを実施するなどの対応をしているところも出てきております。

米沢市はどうか、今年度の国民健康保険の会計、そして今後3年間の国保会計の推計が先頃、議会に示されました。その結果、基金残高について言えば、2021年度末の基金残高13億5,000万円、2022年度末の、これは推計値ですが、14億6,000万円、2023年度末の残高は15億1,000万円になるとされています。

市民がコロナ禍にある中、こうした多額の基金を積み上げるだけでいいのか。私はよく考えるべきだと思います。

そこで、お伺いいたします。

コロナ禍と国民健康保険加入者市民への影響

をどういふふうに見ているのか、まずお聞かせいただきしたいと思います。

その上で、1、多額の国民健康保険のこの基金、これは取り崩して国保税を引き下げるべきだと考えますが、御見解をお伺いしたいと思いません。

2つ目は、国はいよいよ2021年度から子育て世帯の負担軽減を進める、そういう理由で国保税の均等割を軽減する法案を今国会に提出いたしました。ただし、対象は未就学児に限定するというこのことについて、米沢市はどう対応するのか、あるいはどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

以上、4項目について答弁をお願いしたいと思います。

○鳥海隆太議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 私からは、1の子育て支援策についてのうち、今後実施しようとする本市の子育て支援策とはについてと、3の超高齢社会に対応するためのうち、超高齢社会に当たってどのような施策に取り組むか。また、今お話しいただきました健康長寿日本一の概念について答弁させていただきます。

私からは1の子育て支援策についてのうち、今後実施しようとする本市の子育て支援策についてでありますけれども、私からは子育て支援全般についてお答えし、あと、各項目については担当部長から答弁いたします。

本市の子育て支援施策は、「子どもの笑顔が輝くまち はぐくみのさと米沢」を基本理念とし、「安心して子育てできる米沢市」を目指すものであります。

令和2年3月に第2期米沢市子ども・子育て支援事業計画を策定し、令和2年度から令和6年度までの支援計画がスタートしました。

安心して産み育てることができるよう、第一には、保育を必要とする子供たちのために保育の場

を提供することにあります。

本市においては、年度当初の待機児童はほぼ解消されたものの、年度途中にはまだ待機児童が発生している状況にあります。

このことから、米沢市まちづくり総合計画・後期基本計画では、10月1日における待機児童ゼロ人を数値目標に掲げており、その目標達成のため、来年度は定員増を図った民間立認可保育所1園の施設整備に対する補助金を新年度予算案に計上しました。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減策として、今年度から高校3年生までの医療費の無償化を実施しました。

今後5年間の中では、市民要望の多い屋内遊戯施設の整備に取り組むことを掲げており、既存施設の事前調査の結果を踏まえ、総合的に判断し、事業を推進してまいります。

さらに、来年度には組織改正を行い、現在のこども課を子育て支援課、子ども家庭課に分け、子育て支援の充実を図ってまいります。全ての子供とその家庭及び妊産婦などからの相談に対し、専門的な相談対応や訪問等による継続的な支援を行う子ども家庭総合支援拠点を子ども家庭課内に設置したいと考えております。

健康課が設置する子育て世代包括支援センターと、効果的・効率的及びリスクの程度に応じて適切に相談支援が行われるよう連携し、切れ目のない支援が図られるよう取り組んでいきます。

また、子ども家庭課では、子供の貧困対策の取組として、貧困対策の計画策定のための生活実態調査を行う予定であり、新年度予算案に計上しております。

このように、子育て支援策は多岐にわたります。今後も必要とする支援策につきましては、まちづくり総合計画や子ども・子育て支援事業計画等の計画の中でしっかり示し、実効性を持って推進してまいります。

続きまして、3の1であります超高齢社会に当

たってどのような施策に取り組むのかについてお答えいたします。

超高齢社会の時代における様々な課題に対応する本市の施策としまして、令和3年度から令和7年度を計画期間とする米沢市まちづくり総合計画・後期基本計画や、令和3年度から令和5年度を計画期間とする米沢市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、各施策により課題を解決してまいりたいと考えております。

今後、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、さらに認知症高齢者の増加が見込まれる中で、様々な生活支援の体制整備が必要となりますが、行政サービスだけに限らず、高齢者が安心して暮らしていけるため、地域包括ケアシステムの強化とともに、地域の支え合い体制づくりの推進が必要であると考えております。

特に、重要なポイントの一つとして、一人一人の高齢者が要介護状態になることなく、いつまでも元気で過ごしていけるまちづくりが必要であると考えております。

高齢者の皆様がそれぞれの地域の中で一役を担い、活躍の場を持っていただくことのできる地域社会をつくることにより、生き生きと活動できる元気な高齢者が増えていくものと思います。そのためにも高齢者向けの意識啓発を行うとともに、地域における多様な活動機会の創出が必要と考えます。

これらのことを念頭に置きながら、各計画に盛り込まれている各施策や事業を着実に実施するとともに、本市の様々な資源や財源を効果的かつ効率的に活用し、超高齢社会に対応した高齢者施策を推進してまいります。

続きまして、健康長寿日本一の概念についてでありますけれども、私が就任いたしまして、1つは、どんどんどんどんと少子高齢化あるいは人口減少社会が進んでいく、そういった中であって、社会全体の構造が変わってまいりますので、どうやって地域を維持していくかというようなこと

が第1番目の大きな視点として、この健康長寿を考えたわけであります。

あと、もう一点は、やはり医療費の増大というようなことも見受けられておりましたので、幾つになられても健康で長寿を迎えていただきたい。そういうことによって、やはり地域社会、地域の維持を目指していかなければならないのであろうと。

特に、米沢市の場合は、私は3つのことを常々よく市民の皆様にお話しているのは、まず健康長寿を果たしていく上で、まず1つは減塩に注意しましょうと。そして、病気にならないように体を動かしましょうと。運動やスポーツを心がけましょうと。そして、もう一つは健診の受診率が山形県内で一番低いという実態もありましたので、そういったことでなく、健診を積極的に受けていただきますというようなことを中心に、生まれた子供から、そして学生あるいは現役世代、またリタイアされた高齢者の皆様方も、とにかく元気で明るく生活していただきたいというそういった目標を持ちながら、この健康長寿日本一を今後とも推進していかなければならないだろうというそういった思いで、この事業を進めてきておるところであります。

いろいろ市民の皆様への啓発活動が一番重要だと思っております。まだまだ足りない部分もあることは承知しておりますけれども、息長くこの運動を続けていくことによって、地域の維持あるいは活性化が図られるものと思っておりますので、そういった思いを持って今後も進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

〔安部道夫健康福祉部長登壇〕

○安部道夫健康福祉部長 私からは、初めに、子育て支援策のうち、妊娠・出産包括支援事業についてお答えいたします。

この事業は、すこやかセンターの健康課内に設

置している子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健コーディネーターが専門的な見地から、妊産婦やその家族に妊娠中から母子の健康保持や不安解消のための相談支援等を実施し、また、医療機関や子育て関係機関と連携することで、安心して妊娠、出産、子育てができる環境整備を図ることを目的に、平成28年度から事業を実施しております。

具体的には、妊娠届出時に母子保健コーディネーターが面接を行い、母子健康手帳交付を行うとともに、妊娠期の目標を上げ、妊婦自身が取り組むことに加えて、市のサポート体制・地区担当保健師など相談先を記載した「妊娠期サポートプラン」を交付し、妊娠期から支援が必要な場合は、電話や訪問等による継続した支援を早期から開始し、不安の解消に努めております。

また、出産後は、全員に新生児訪問を行い、母子の健康状態の確認及び支援を行うとともに、ようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフト事業として、米沢織のマザーズバッグなどお祝いの品物をお渡ししております。

さらに、7か月児健康教室では、令和2年4月以降に生まれたお子さんに、置賜産木材を使用した木製品をお贈りしております。このことを通し、乳児期から木に触れ、豊かな感性や自然への親しみを育み、木の文化への理解を深めてもらうきっかけづくりとしております。

その他、妊娠期や子育て期に希望に応じて参加できる教室として、「赤ちゃんを迎える親講座」「おやこ広場」「もくいく広場健康相談」を実施しており、これらの訪問や教室などの事業を通して、母子保健コーディネーターなどと母親との信頼関係を深め、必要時に訪問や電話等での継続した支援を行うほか、医療機関や子育て支援センターとの情報共有、連携により、安心して子育てできるよう支援に取り組んでおります。

このように、妊娠期から関わりを持つことにより、妊娠、出産、育児に関する相談機関として、

子育て世代包括支援センターの位置づけがなされ、安心して子育てできる環境づくりにつながっていると考えております。

続いて、県の新年度予算に計上された保育料の段階的無償化事業については、国が保育料の無償化を行っている推定年収260万円未満の階層以外の階層で、推定年収260万円以上330万円未満と、330万円以上470万円未満の2つの階層の保育料について、国徴収額を県と市が2分の1ずつ負担し、保護者に対して補助しようとするものです。

保育料無償化は、少子化対策及び子育て世帯の経済的負担の軽減に有効な施策であることは承知していますが、この事業については、2月中旬に県から各市町村に対して概略の説明があったばかりの事業です。

また、具体的な進め方について、県は今後市町村との協議により決定するとしております。よって、現段階では十分な情報がない状況でもありますので、県の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

本市の保育料については、国徴収額の約70%と低く抑えており、現在の市独自の軽減額は年間約1億8,000万円となります。

なお、県が示したこの2つの階層の保育料の無償化を行った場合は、国徴収額約8,600万円の半分である約4,300万円を県と市がそれぞれ負担することになります。その際の市の追加的負担額は約1,900万円になると試算しております。

また、推定年収470万円以上の世帯の保育料について無償化を行った場合、国徴収額約2億5,600万円を市が負担することになります。この階層では、既に8,400万円を市で独自軽減をしておりますので、追加的負担額が約1億7,200万円となります。

この試算は、あくまで保育所、認定こども園等の保育料についての試算となります。県は、認可外保育所等を利用する保護者への補助も想定しているとのことですので、先ほど申し上げた金額

より増えることも予想されます。

続きまして、2の健康長寿日本一のまちづくりについてでございます。

初めに、本市が目指す健康長寿のまちづくりについてであります。本市が目指す健康長寿のまちづくりとは、市民が個々のライフステージに応じ、心身の健康を保持することはもちろんのこと、市が教育、文化、産業、環境などのあらゆる施策において、市民の健康増進に寄与することに視点を置き、市民と一体となって健康長寿の延伸及び健康格差の縮小に取り組むことを目的としております。

また、本市が目指すこの健康長寿のまちづくりの考え方は、市政運営方針でも述べましたSDGsの方針と同じ方向性にあるものと考えております。

健康長寿のまちづくりは、いわゆる体と心といった健康づくりはもちろんのことながら、個人の健康づくりを推進するだけでなく、企業や地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に向けて、行政と市民が一丸となって取組を推進していきたいと考えております。

山形県においても健康長寿日本一を掲げており、現在、市町村と連携しながら取組を推進しておりますが、どのような状態になったら日本一と言えるのかについては明確にすることは難しいため、日本一を目指した施策を県や関係機関と連携し、推進することが大事なことと考えております。

次に、(2) これまでの取組の効果はどのようなものがあるかについてお答えいたします。

健康長寿のまちづくりを推進するための具体的な指標として取り上げているものの一つに、特定健康診査の受診率の向上があります。健診受診率については、特定健診の制度が開始された平成20年度以降、県内最下位が続いていたものが、最下位を脱し、令和元年度はおおむね県平均にまで受診率を押し上げることができたことは、市民の

健康に対する意識の向上や生活習慣病予防への第一歩が踏み出せた表れであり、日本一を目指した施策を推進していくとした本市の好事例ではないかと考えております。

また、昨年10月に、一般財団法人アールビーズスポーツ財団が主催する全国規模のスポーツイベント「オクトーバー・ラン&ウォーク2020」に米沢市として参加し、ランニングの部、ウォーキングの部の2部門において137自治体中総合1位を獲得したところです。

このようなイベントをきっかけとして、より多くの市民の皆様が日常のランニングやウォーキングに参加できる機会の推進を図るとともに、市全体で運動に関する取組を推進してまいります。

さらに、減塩に対する取組を、県立米沢栄養大学と連携し行っておりますが、これは学園都市としての本市の強みを生かした施策であり、こうした取組を今後とも行っていく必要があるものと考えております。

次に、(3) ビジョンや目標値は明確になっているのかについてお答えいたします。

目標値やビジョンについては、今年度プロジェクトチームにおいて、先進自治体の事例を参考に、本市における各種計画の中から指標となる事項の洗い出し作業やプラン案の改定作業を進める予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策が最優先課題となり、現状では明確な方針をお示しすることが困難な状況となっております。

本市が目指す健康長寿のまちづくりは、冒頭で申し上げたとおり、多岐にわたる分野において連携した取組や目標の設定が必要と考えており、その成果について検証を行っていく必要があると考えておりますが、まずは、新型コロナウイルスへの対応を実施しながらも、優先的に取り組む課題を整理し、その取組の推進に努めてまいります。

次に、3の(2)第8期介護保険事業計画にお

ける保険料について軽減策はあるのかについてお答えいたします。

超高齢社会に伴う社会保障費の増大が見込まれる中、介護分野においては要介護状態の高齢者のサービス利用増加が見込まれ、特に所得の低い高齢者にとって負担が増加するのではないかと、私どもも懸念しているところです。

そのため、本市においては、所得の低い高齢者への対策として負担軽減を図っております。保険料につきましては、保険料水準の上昇や消費税率引上げに伴う対策強化の観点から、基本となる国の所得段階9段階に加えて、市独自の階層を2段階設けて11段階とする軽減を実施しております。

またサービス利用料につきましては、平成14年度から介護給付費などに要する利用者負担額の軽減を図り、必要な介護サービス利用ができるよう一部助成を実施しております。

現在のところ、保険料及び利用者負担の軽減拡大は検討しておりませんが、軽減制度の周知を図り、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう事業を推進してまいります。

次に、(2) 総合事業の実施体制、内容についてお答えいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成され、それぞれに本市独自のサービスを提供しております。

介護予防・生活支援サービス事業では、生活機能の維持・改善に必要なサービスを、訪問型及び通所型サービスにて提供しております。

本市では、総合事業実施後も従前の介護予防サービスが継続して受けられるよう、指定事業所によるサービス提供体制を確保しております。

また、訪問型サービスC及び通所型サービスCでは、生活機能の改善に向けた短期集中的な支援を行うなど、専門職の関与による高齢者の日常生活の自立に向けた取組に力を入れております。

また、一般介護予防事業では、高齢者が要介護

状態等となることの予防・軽減・悪化の防止を目的として複数の事業を実施しております。

具体的には、見守り訪問員による訪問活動により、何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげるための介護予防把握事業、介護予防教室をはじめとする各種教室の開催を通じた介護予防普及啓発事業、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う地域介護予防活動支援事業、住民運営の「通いの場」などリハビリテーション専門の関与を促進する地域リハビリテーション活動支援事業などを、現在、実施しているところです。

本市としましては、住民が運営の主体となる「通いの場」を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や「通いの場」が継続的に拡大する地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職を生かした自立支援に資する取組を強く推進し、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指しております。

今後も、一般介護予防事業を構成する事業のうち必要な事業を組み合わせ実施するとともに、生活支援体制整備事業や認知症総合支援事業などのほか、老人福祉事業などとの複合的な取組により、効果的かつ効率的な事業の実施に努めてまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、1、子育て支援策についての(1)今後実施しようとする本市の子育て支援策のうち、スクールガイダンスプロジェクト事業の取組についてお答えいたします。

スクールガイダンスプロジェクト事業は、本市の教育課題の一つである不登校・不適応児童生徒の減少への対応として、平成14年度から展開しております。本事業は、大きく以下の3点の取組を行っております。

1点目として、学校不適応児童生徒のための居

場所づくりとして、米沢市適応指導教室、通称ガイダンス教室を設置しております。学校への登校が困難な児童生徒の学習や体験活動の場として、学校への登校、教室復帰を目指した支援が行われております。また、ここでは通室している、通室を考えている児童生徒及びその保護者はもちろん、通室に関わらない教育相談活動も常時行っております。

2点目に学校支援です。不登校や不適応児童生徒への対応が課題になっている学校へ教育相談員や適応指導補助員を派遣し、個別の適応指導支援や教育相談等を行っております。また、様々な課題を抱える児童生徒の家庭への働きかけを行ったり、その家庭や学校と関係機関との連携を図りやすくしたりするために、スクールソーシャルワーカーの派遣も行っております。

3点目に、教職員への支援です。教員からの教育相談や米沢市不登校対策会議による教員研修と情報交換の場づくりを行っております。

本事業は3年ごとに方向性を定めて継続して取り組んでおり、今年度より7期目をスタートさせています。

本事業スタート時点では、不登校に特化した取組を行ってまいりましたが、3期目の平成20年からは広く学校不適応の未然防止・早期解決という視点から取組を強化してきております。

6期目に入る平成29年度からは、不登校の要因・誘因となる問題解決の具体的な対策や、状態の分析や見立ての大切さについて共通理解を図り、各校の実践事例研究などを通して共通実践を積み重ねることで、未然防止・早期解決に当たってきました。

7期がスタートした今年度は、校内組織体制と外部機関連携による適切な指導を重点にして取り組んでまいりました。次年度も具体的取組を共有しながら、適切な支援・指導につなげ、成果が上げられるよう計画しております。

本事業につきましては、成果は出ているものの

本市の不登校の発生率は増加傾向にあり、対応も困難さを増していることから、本事業を継続していくことは必要なことであり、まちづくり総合計画の後期基本計画に上げたところです。

次に、適応指導教室の施設としての今後の方針ですが、築60年以上を経過し、老朽化が進んでおり、移転を検討することにしております。移転先につきましては、興譲小学校を特別支援教育の中心校及び教育支援センターとして複合化していく計画と併せて、今後、検討を進めてまいります。移転先等が決定し、移転するまでは、現在の施設を使用して事業を継続してまいります。

私からは以上です。

○**鳥海隆太議長** 森谷市民環境部長。

〔森谷幸彦市民環境部長登壇〕

○**森谷幸彦市民環境部長** 私からは、4のコロナ禍による国民健康保険への影響についての御質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響による市民負担の増大についてであります。国保税への影響から申し上げますと、国保税の減免につきましては、2月15日決定分までで99件あり、総額で2,413万4,100円の減免を行っております。

また、徴収猶予につきましては、1月末までで18件、総額で118万2,600円の猶予を行っております。

なお、分割納付につきましては、生活状況などをお聞きした上で、生活の窮迫に陥ることがないように、状況に応じて適切に対応しているところでございます。

次に、国保の基金を使った国保税引下げの税率改正を行うべきとの御質問にお答えいたします。

今回推計いたしました国保財政への収支見通しでは、納付金の大幅な上昇は見込んでおりませんが、これは国等から財政支援される公費が大幅に減らないことを前提条件としたものでございます。

公費の内訳を見ますと、前期高齢者交付金がそ

のほとんどを占めております。この交付金は2年後に医療費の実績に基づいて精算される仕組みになっております。したがって、想定した以上に医療費がかからなかった場合は交付金を返還することになり、精算する年の交付金と相殺されます。

その結果、返還額が多くなりますと、その年の交付金が減額されることとなります。この場合、仮に県全体の医療費に変動がなくても、公費減額分を納付金で補うことになり、県が提示する交付金額は増加することとなります。

このように、その年に推計する医療費が増加していなくても、公費の精算の影響で納付金額が増加するリスクがあり、このような公費の変動を長期的に見込むことが難しいことから、県においてはこうしたリスクに備えるためにも決算剰余金や基金の活用を検討しております。

本市においても、被保険者が減少するだけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響でさらなる税収の減収が危惧される中にありまして、公費減少による納付金の上昇というリスクをすぐに増税に求めることはかえって被保険者に負担を強いることになることから、ある程度の基金を保有し、必要に応じて活用していく備えがあることで国保財政の安定性を高め、被保険者に安心を与えていくものと考えております。

今回の収支見通しでは、令和5年度まで基金が増加していく推計となっておりますが、一方で、実質単年度収支は黒字幅が縮小し、令和5年度ではマイナスになる数値も出ており、新型コロナウイルス感染症のさらなる影響によっては収支マイナスの見通しが早まってくる可能性があります。

税制改正において、基金をどの程度の規模でどのタイミングで活用するかを検討するに当たって、より詳細な財政見通しを立てる必要がありますが、先ほどお答えしたとおり、現時点で新型コロナウイルス感染症の影響が国保世帯の所得に

どの程度の影響を与えているのか試算できるデータがない状況ですので、国保税の税率改正については、今年度の申告に基づき令和3年度に賦課される国保税の状況や県全体の医療費の状況などを注視しながら情報の収集を行い、公費が減少した場合のリスクなども考慮し、より精緻な国保財政の見通しを立てた上で、国保運営協議会をはじめ、様々な皆様から御意見を頂戴しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、未就学児の国保税均等割軽減についての御質問であります。国は未就学児の国保税の均等割を減額する法案を今国会に提出しておりますが、具体的には、1つ目として、現行制度において税の軽減を受けていない世帯に属する未就学児の均等割額が5割軽減となることが上げられます。

税額にいたしますと、本市の場合均等割額は3万4,700円でありますので、5割軽減となりますと1万7,300円に減額となります。

2つ目として、現行制度の軽減を受けている未就学児の均等割額が、7割軽減となっている人は8.5割軽減に、5割軽減となっている人は7.5割軽減に、2割軽減となっている人は6割軽減になります。

保険者がこの制度に基づき軽減を行った場合、国保税は減収となりますが、国、県、市町村がそれぞれ定められた割合で減収になった分を財政支援という形で補填する仕組みとなりますので、国保財政への影響は実質的にないこととなります。

このたびの法案提出は、子供の均等割軽減の制度化について、全国知事会や全国市長会などがこれまで続けてきた要望がある程度認められたものと受け止めておりますが、さらなる軽減年齢の拡大を国に求めていく必要があると考えております。

なお、子供の均等割軽減は、これまで要望を続けてきたとおり、国の責任において全国的に統一

された制度を創設していくべきものであると考えておりますので、国等の財政支援が得られない18歳未満までの本市独自の軽減拡大については考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） まず、最初に子育て支援についてですが、市長からは、中川市長が考える「子育てするなら米沢市」と、その市長なりのビジョンをお聞かせいただきかけたわけですが、何か総合計画でやる事業の説明に終わったような感じがしております。

やはり米沢市に生まれた子供たちをしっかりと行政が責任を持って育て上げていくということに、私は尽きると思うわけです。

それで、子ども・子育て支援計画の第2期実施計画が、今、進められているわけですが、その計画を立てるときにニーズ調査をやったわけですが、それで、ニーズ調査では、今の米沢市の子育て支援についてどう思うかと、そして、今後どういうところに力を入れてほしいですかというアンケート項目があったわけです。

その結果は、市長は当然御覧になっていると思うわけで、議会の私たちにも示されたわけですが、けれども。

そこでは、就学前児童についても、小学校の児童をそれぞれお持ちの親御さんたちいずれも、このアンケートの結果として、子育てしやすい生活環境、施設の整備はどうなっているのかという問いかけなどについて、評価するという回答は少ないわけです。

例えば、就学前児童の親御さんたち、評価しない、あるいはどちらかという人评价しない、これが6割です。そして、評価する、どちらかという人评价する、これは3割ぐらい。合わせて、端数あるから100になりませんが、そういう状況にあるわけです。

つまり、多くの親御さんたちは、米沢市の子育て支援策について評価していないというのが出ているわけです。そこをどう捉えて事業として展開するかという話になるわけです。

まず、市長にお伺いしますけれども、このアンケートを御覧になっていると思いますけれども、こういう状況を見てどうお感じになりましたか。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 子育て支援については、本当にできる範囲内でやってきたと思っておりますけれども、ただ、それを受け取られるそれぞれの保護者の皆さんの考え方もあろうかと思っております。

特に、一番大きい要望であったのは、前々から申し上げておりますように、屋内の単独の遊戯施設というものの整備がまだ進んでいないというような状況、こういったものがずっと長年課題としてあったと私は理解しておりますので、そういった面において、またそのほかのいろんな要因もあるのかもしれませんが、そういったことがそのアンケートの結果につながっているのではないかと思っております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） ここでまとめられているアンケートの評価のところでは9項目あって、ほとんど全てが先ほど申し上げたような、評価しない、どちらかという人评价しないというのが圧倒的な数字になっているわけです。ここをどう捉えてどういうふうに事業を進めるかということをきちんと捉えてやる必要があると。

やはり子育てするなら米沢市というふうには市長が頑張っておられますので、こういう実態を見て、そうしなければならぬという強い思いがあったのかと思っておりますけれども、それで、このニーズ調査をやられましたけれども、項目が大まか過ぎると。

そして、今、若干、市長からも答弁ありました

ように、いろいろやっているけれども、受け止めるほう、その様々なお考えがあつてのそういう結果ではないかという、それも一理あるかと思えます。

しかし、全体としてはそういう状況ですから、このアンケート調査項目をもう少し詳しく、例えば子育てしやすい生活環境施設の整備、さらに進んで、細かな具体的な施設や生活環境というのはどういうところを指してあまり評価しないとおっしゃっているのですかというところを調査する必要が私はあると思えます。そこはいかがですか。

そうやって子育て支援施策を進めていかなければ、何とはなしに評価できないとか、何となしに評価できるという、何とも事業施策を進める上での明確な裏づけ、そこが出てこないと思うわけです。いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 市民の施策に対する満足度調査、こちらについては、この子ども・子育て支援事業計画策定のための調査以外にも様々実施しているところでございます。そのような調査の機会を捉えまして、各課連携して市民の要望をその施策に生かして、満足度の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査につきましては、次期計画策定におきまして、今、頂戴した御意見なども参考に様々検討してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) いずれにいたしましても、こういうアンケート結果だということを深く認識して、子育て支援に力を尽くしていただきたいと思えます。

それで、スクールガイダンス教室についてですけども、事業の中身については御尽力いただいているということだと思います。

それで、施設のところについて、これは議会や

あるいは行政当局の力を入れるべき部分だと思います。中身については教育委員会のしっかりした専門家の皆さん方の対応に委ねるわけですが、外側の条件を整えるというのは我々議員や議会やそれから当局行政の役割ですから、そこをお聞きし、そして、もう少し対応していただきたいと申し上げたいわけですが、先ほど答弁がありましたように、この施設は民間の方から寄附を頂いて、それを活用してということになっているわけですが、築60年ということで、先頃——先ほど答弁にも言われましたように——今後の施設をどうするかということでは、10年後の興譲小学校の建て替え時に複合施設としてそこに入れ込んでいきたいというような話がありました。

しかし、私は、ここはよく議論すべきだと思うわけです。不登校の子供たちが、果たして同じ小学校に通う子供たちと同じ場所に行きたいのかどうかということもありますし、果たしてそういう環境の中で、こういう子供たちがますます増えると十分な対応が、子供たち同士の関わりで適切な場所かということもあるわけです。

だから、今、教育委員会ではそういう構想をお持ちかもしれませんが、そういうところも含めて専門家の方の御意見を伺いながら、適切な場所というのはもう少し検討すべきではないかと思っているわけです。

やはり同じ、学校に行ける子供と行けない子供、特に行けない子供は、行けなくてそっちのガイダンス教室に行っているわけですから、それでいて学校に、入り口は違うにしても、行く気持ちになるかどうかというそもそも論、単純に考えてもそういう懸念が出てくるわけです。

だから、もう一度、このスクールガイダンス教室の10年後は築70年にもなる、そこで本当によいのかと、10年待っていいのかという課題と、それから、興譲小学校の場所でいいのかと、この2つの問題をもやはり早急に専門家の方、関係

者の皆さん方と御相談をしながら決めていくことをやったほうが良いと思いますけれども、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今、議員お話し为学校施設の一部として設置するのがいいのかということについては、今現在検討している中でも大きなウエートを占めているところであります。

現に今使っていますガイダンス教室については、まさしく家の造りになっておりますので、そういったところがもしかすると来やすい環境になっているということもあるのかもしれない。

ただ一方、先進地などを見ると、学校の施設内にそういった施設があって、その中で運用しているというところもありますので、そこについてはもっともっと勉強して検討していかなければならないことと思っているところであります。

興譲小学校の特別支援教育のセンター的機能と併せてということについては、そこの中に設置するというのをもう入れ込んだ上での検討ということではなくて、米沢市内の特別支援教育の在り方というものを、どういうやり方がいいのかということと併せて検討しつつ、先ほどのような場所の問題等も併せて検討してまいるといってございまして、御理解のほどお願いしたいと思っております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) そうしますと、結論としては、スクールガイダンス教室の建物については、教育委員会では興譲小学校にという話だけでも、今現時点ではまだ検討されていないという話ですよね。

だから、そこが、おっしゃったように先進地域ではそういう学校の中という話もあると。しかし一方では、私も伺いましたけれども、担当されているガイダンスの先生が、果たしてそういう学校の中でいいのかというお考えもあるわけです。果たして来やすい環境が学校なのかと、行

けない子供たちが。

だから、そこは十分に検討していただいて、早めに議論していただきたい、いい方向を見つけていただきたいということなのです。いかがですか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 先ほどもお話しさせていただきましたように、我々としても場所がそういう学校施設の一部ということについては検討すべき課題と捉えておりますので、検討を続けてまいると考えているところでございます。

なお、今現在、子供たちが通っておりますけれども、小学生については親御さんの送り迎えが多いのですが、中学生については自分で自転車等あるいは徒歩等で通っているということも考えますと、あまり端っこのほうにということでは通いづらさというものも出てくると思いますので、そういった場所のところも含めて検討していこうということで、今動いているところでございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) 場所なり建物を小学校にするかどうか、それは教育委員会で検討していただきたいわけですが、建物が築70年もたつようなところに、果たしてガイダンス教室を置いていいのかという課題がもう一つあるわけです。築70年です、これから10年間、もし興譲小学校ということになれば、現時点では60年と。

それは、行政当局の財政的な問題も絡んできますけれども、これは、市長、どういうふうに思いますか。学校に行けない子供たち、そういう学びの場、フリースクールも含めての機能を持つところですが、そこが築60年もたつ建物、そういうところでやっているという実態について、どういうふうにお考えになりますか。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 私も、フリースクール、不登校なり、またひきこもりの子供たち、これを世話している施設関係、今、米沢では大きく2つあるわけですが、民家を借りてやっている施設もあ

りますし、また、元企業、会社だったところを活用しながらやっている。

ただ、どういうふうな場所がいいかということについては、なかなか私も判断できる材料は持ち合わせておりませんが、ただ、そこに通う子供たちの安全が確保されるかされないかということが一番重要な課題であろうと思っておりますので、その視点からして、築60年たったものが今後ガイダンス教室にとって、子供たちにとって安全性が確保できないということであれば、これは問題があると思っております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 築60年の民家で、言わば学校に行けないというそういう子供たちをどうするかというところにやはり心を砕くというのは、私は非常に行政としては大事であって、市長が先ほどから言っておりますように、「子育てするなら米沢市」、そのことにも私はこの問題は関わっているのではないかと思っているわけで、ぜひここは、これまでも建て替えが必要ではないかと申し上げてきましたけれども、現実的な課題に挙がってきておりませんので、ぜひ市長なり教育長のところで検討を加えていただきたいと思っております。

次、介護保険についてお伺いしたいと思います。

3年ごとに事業計画が立てられますけれども、これまで事業計画が立てられるたびに保険料が決められて、保険料据え置きという事業計画もありましたけれども、ほとんどは3年ごとに保険料は引き上がっていくわけです。

それで、なぜそういうふうになるのですか。先ほどの答弁では、保険料も利用料も軽減する考えはないとおっしゃったわけですが、これほど高い保険料になっていると、ならざるを得ないというのは、どういう理由からですか。そして、保険料を引き下げるといふ、そのための施策というのはないのでしょうか。

今回は、介護保険の事業の基金を3年間分1億

700万円取り崩して、それを充当して引上げ幅を低くしたという答弁をされていますけれども、基金を取り崩してというのも一つのやり方だと思います。

しかし、そのほかに、この保険料を何とか抑えて、高齢者の皆さん方の保険料負担を軽減する、軽くすると、それに応えていくということはできないものなのですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 介護保険料につきましては、やはりその地域の実情そういったものが反映した形での料金設定となるものと考えております。

あと、軽減策ということでございましたが、現行のところでは、先ほど1回目の答弁で申し上げたとおりということで考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） いや、引き下げるといふ、軽減するという考えはないというのは分かりますけれども、その軽減するための対策ということはないということですか。基金を取り崩す以外に。米沢市としては。

まず、この介護保険料が高くなるというのは、皆さん御存じだと思います。財源負担の在り方がまず問題なわけですね。公費負担の割合が50、それから保険料負担が50、それでやっているわけです。だから、介護保険のサービスが増えれば、結果として、それぞれの負担率が決まっていますから、それが国や地方で出す公費負担が増えても、同時に保険料も増えると、負担が増えるというそういう仕組みになっているわけですね。

だから、1つは、国のほうで公費負担を、介護保険会計に負担していくという作業が必要になってくるわけです。

それで、実は、御存じのとおり、消費税を10%に引き上げるときに、自民党と公明党の政権与党では、その消費税増税分1兆円を使って介護保険

の公費負担率を50%から60%に引き上げるということを書いておいたわけですが、それは実行されていないと。だから、ここを実行してもらうように、全国の知事会や市町村長会などが求めておりますけれども、そこに米沢市がやはり一緒になってやるという作業。

それともう一つは、やはり一般会計から介護保険会計に繰入れをするという作業があると思います。ただし、これは厚労省のほうでやるなという指導を入れているわけで、法律にはやってはならないということは書いてはおりませんが、強い圧力をかけていると。だから、そこについては米沢市が首長の責任として、市民負担が大きい、重いということで、やる気になればやるはずですよ。ただ、それはやらないと。やれるけれどもやらないというのが米沢市の対応になっています。

そこで、今、米沢市でやっている方法というのは基金を取り崩して、これから3年間で1億7,000万円取り崩したと。そこでお聞きしますけれども、3年後の基金残高というのはどのぐらいになるのですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 基金につきましては、第8期で1億700万円の基金を投入するというようにしております。投入後の基金残高につきましては、5億2,900万円ほどという形で見込んでおります。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 今、答弁ありましたように、3年後5億円残るということです。

だから、今回1億700万円ということですが、私ももう少し取り崩してもよかったのではないかと思うわけです。

先ほどからありましたように、コロナ禍に苦しむ市民の今の生活です。そういう中で、頑張って頑張って滞納しないようにということで介護保険料や国民健康保険税を払っているわけです。そ

ういう苦しみの中にある、困窮している市民に、きちんと頂いた介護保険料や国民健康保険税は、このときに返さなければ基金の役割や意味はないと私は思うのです。

ここはもう少し、もう事業計画を立てましたけれども、立ててしまいましたので、何ともこれから基金を取り崩していくというのはできにくい話ですけれども、次の事業計画などにはぜひ検討していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

もう一つは、利用料の軽減です。米沢市の利用料の軽減制度というのはどういうふうになっていますか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 こちら、介護保険料の賦課段階が第1段階、第2段階の方に対して負担軽減を行っております。

第1段階の方については、市民税世帯非課税者ということに対しまして、老齢福祉年金や中国残留邦人生活支援給付金受給者そういった方々に対して、利用者負担額の2分の1を軽減するという形になっております。

また、第2段階の方につきましては、被保険者本人の合計所得金額と年金収入額の合計80万円を超えて120万円以下の方について、3分の1を軽減しているという形になっております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 時間がないので、利用料の2分の1軽減あるいは3分の1軽減、それについてですけれども、2分の1の軽減の実績というのはゼロですよ。それから、3分の1の軽減されている方はどれだけいるかですけれども、これも僅かだと思います。

改めて、実績をお示しいただけますか。数字をお持ちではないですか。ありますか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 令和元年度につきましては、利用実績としては587名、延べ人数でござ

いますが、587名の方。そして、平成30年度は635名の方ということで、おおむね600人前後の方に対して、こちらのほうを軽減しているところがございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 2分の1軽減と3分の1軽減、それぞれはどうなりますか。その内訳。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 申し訳ございません。内訳的には承知していないところがございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 2分の1軽減を受けられる方のこの要件というのは、本人が老齢福祉年金や中国残留邦人生活支援給付金を受給している場合と書いてあるわけですね。

しかし、老齢福祉年金なんでもらっている方は米沢市民の方で今いらっしゃらないと思います。お生まれになったのが明治44年から大正5年、そういう方々ですよね、この老齢福祉年金。だから、この2分の1の軽減されている方というのは、ほとんど該当になる方はいらっしゃらないということがはっきりしているわけですよ。

それで、今、500名なり600名というのがこの3分の1の軽減されている方々ということなので、この3分の1軽減されている方々をやはり2分の1軽減まで、この利用料の軽減を条件として引き上げると。そして対象を増やしていくということが私は必要だと思いますけれども、なぜ依然として対象にもならないような要件をつけて、2分の1負担なり3分の1負担に区分けしているわけですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 やはりこのような形で軽減策を講じるという形になりますと、当然保険料のほうにも影響を及ぼすということがあろうかと思えます。そのような全体のバランスの中で、これまでこのような制度で運用してきたと私は理解しております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 対象になる方がほとんどいない、そういうところは外して、2分の1というところを、今まで3分の1軽減しか受けられなかった方々を2分の1軽減にしてやるということが、私は大事だと思います。そこを改めて、もう一回御検討していただきたいと思っております。

最後に、国保のところですけども、基金残高はやはり高いと思います。

それで、県内の状況の資料を頂きました。これを見ますと、米沢市は1人当たりの基金残高は8万1,000円です。山形市は2万1,000円、鶴岡市は3万2,000円と。酒田市は異常で10万6,000円となっていますけれども、そのほかはほとんど米沢市以下、米沢市は3番目に高いということになっているわけです。

それで、例えば、山形市並みに1人当たりの基金保有高を2万1,000円までに抑えておく、そうした場合に、米沢市の基金残高というのはどの程度あればいいのかという話になりますと、3億1,000万円あれば十分やれるということなのですよ。あるいは、鶴岡並みに1人当たりの基金保有高3万2,000円で、米沢市の場合基金残高確保していけばいいかとなりますと4億7,000万円程度で済むのですよ。

山形市程度の基金でこれはやっているわけで、その程度にするとしたら、およそ3億7,500万円は取崩しができる。1人当たり2万5,000円の国保税の引下げが可能だということが言えるのではないのでしょうか。

この1人当たりの基金保有高を御覧になって、そして、今申し上げたような金額、山形並みの保有金額にしたなら、あるいは鶴岡並みの保有金額にしたならどうなるかと今申し上げましたけれども、そういうところをお聞きになってどうですか、米沢市の基金保有高。万が一のことがあればというお話でしたけれども。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 基金残高のその金額だけを見れば確かに県内でも、酒田は別としても、本市の基金残高は高いとは考えているところがございます。

ただ先ほど申し上げましたように、基金の目的としましては、やはり制度の変更でありましたり税率改正等で被保険者への影響がある場合の激変の緩和策あるいは重大な運営課題についての重点的な取組が必要な場合の資金として、一定程度余裕を持ってと考えておりますので、現在の残高につきまして、それを活用しての国保税の税率の引下げについては、現時点では考えていないというところがございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 一定程度の基金保有を否定しているわけではありません。ただ、あまりにも県内の13市の状況から見ても、米沢市の基金保有高は高いということははっきりしているわけです。当局から頂いた資料に基づいて見ても。

だから、そこはどうするかという話なのです。ほかのところは、国保財政が県単位となって、いろいろやって、できるだけ1人当たりの国保税の負担をかけないようにしようということをや、そして、特に先ほど申し上げましたように、コロナ禍で大変な状況だと。

そういう中で、国保税を抑えましょう、あるいは引き下げましょうという自治体が出ている中で、米沢市は1人当たり8万1,000円という県内13市で3番目に高いという状況。取り崩しても十分余りあるという状況に、やはりこれまでどおりの考え方でいいのかというのは、私は問われると思いますけれども、最後にもう一回お願いします。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 壇上での答弁の繰り返しになるかもしれませんが、現時点では考えておりませんが、今後、どのタイミングでどの程度の税率を改正していくのか、その辺について

はさらなる精緻な財政の見通しを立てまして、運営協議会等の委員の方々の御意見も頂戴しながら、検討していきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 以上で、日本共産党市議団、7番高橋壽議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時29分 休 憩

~~~~~

午後 2時39分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、あらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

公明クラブ、6番佐藤弘司議員。

〔6番佐藤弘司議員登壇〕（拍手）

○6番（佐藤弘司議員） 公明クラブの佐藤弘司でございます。

昨日から始まった代表質問も最後となりました。定刻まで終わることを第一の目的として、皆さんにお褒めいただくように努めますので、どうかよろしく願いいたします。

質問の内容的には、私、最終でございますのでほぼほぼ重複しますが、改めて当局におかれましては御答弁よろしく願いいたします。

この議場で開会される会議も本定例会が最終となります。私、個人的にも非常に感慨深いものが

あります。この庁舎が建設されたのは日本の高度経済成長期でありました。私は当時第四中学校在学中の中学生でありました。金池の田んぼの真ん中に白亜の殿堂のような庁舎が現れて、びっくりしたものです。

完成後は友達と市役所探検、1階から始まって3階、4階、7階とクリアして、さらに上に隠し階段みたいなのがあって、上の展望スペースに到達したところで、当時、たしか消防署員の方だと思いますが、見つかったという生涯忘れ得ぬ体験があります。

あれから50年。その不屈な中学生は今、市政壇上に立っているわけです。罰当たりな子供でした。当時、学校で度々言われていた今週目標「放課後、市役所で遊ばないこと」というのが何回かありました。私のせいではないと思うのですが、思い出話は以上で、質問に入ります。

昨年より新型コロナウイルス感染の収束が見込めず、全世界で混乱が続いております。山形県内でも一進一退の感染状況です。

本日の質問は、令和3年度の市政運営方針の中から、3点について質問いたします。

中川市長は、市政運営方針の冒頭で、新型コロナウイルス感染の拡大に触れられ、「市民の命を守ることを最大の使命と捉え、感染防止を最優先に取り組む」と述べられました。

そこで、お伺いいたしますが、令和3年度の市政運営方針の根底、ベースは、コロナウイルス感染拡大防止、さらには先々のアフターコロナの新しい生活様式を見据えた方針であると理解したところですか。

昨日も答弁されましたが、改めて、市長の見解と決意をお伺いいたします。

そうしたコロナ禍で収束に期待が寄せられるのは、ワクチンの接種であります。他国に比べて遅れていると言われていた日本ですが、そもそも日本の医学は、漢方をはじめとする東洋医学が中心だったことから、ワクチン接種の有効性が論じら

れ実施されるようになったのは、実質、戦後になってからであります。さらに、開発に膨大な時間を要すること、企業収益面から日本の製薬会社が扱わなかったことです。

昨日の衆議院予算委員会で、我が党の質問に対する田村厚生労働大臣の答弁では、ようやく英国製のアストラゼネカ社製のワクチンを国内製薬会社が製造に取り組むことに加え、国産品の開発・製造・供給を支援すると応じました。

このような背景から、遅れていた日本でも、国の一大事業としてようやく医療従事者への接種が開始され、4月以降、国民全般への接種が随時行われるように自治体ごと準備が進められております。

当市においては、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を新設して対応することになりました。先ほどの答弁では、スタッフ11名という答弁がございましたが、政府は、タブレット端末4万台を準備して、接種記録システム用に配布する予定ということです。なるべく手間がかからず、すぐ入力できる状態で配布するという予定だそうですが、これを活用するかどうかも含め、当局におかれては、健康福祉部長をはじめとして、接種会場の検討、それから医師会との連携など、昼夜を分かたぬ取組をされていますこと、健康課を中心とした担当スタッフの皆さんに敬意を表し、また、エールを送るものであります。

ワクチンに関して懸念するのは、副反応に対する認識のことです。以前、子宮頸がんワクチンの副作用の誤解から、接種をためらうという事例が起こりました。

最近は大分認識が改善されたとのことではありますけれども、医学的に見ると非常に効果が高く、海外では一般的になっておりますが、日本では数例の副作用が出てしまい、その事例が大きく取り上げられ連日報道されたことにより、ひどいワクチンだとの認識が広がってしまいました。

しかし、実際には、ワクチン接種を受けなかつ

たがために多くの女性が子宮頸がんで亡くなっているという事実があります。この経験を反省しながら、冷静に対応する必要があります。

それでは、通告に従い、質問に入ります。

大項目の1番目、感染症に強いまちづくりについて。新庁舎運営における感染防止対策についての質問であります。

初めに、新庁舎における対策について伺います。

昨年の9月定例会でも質問したところでありますが、ライフステージごとの手続についてはワンフロアで完結できることや、ガイドブックの充実などで改善できたとの報告があったところです。

コロナ禍の窓口体制については、備品の消毒、職員と来庁者の検温チェックなどの答弁がありました。

さらに、その前の6月定例会では、感染症対応地方創生臨時交付金の活用について提案したことにつきましては、窓口カウンターに設置した飛沫防止用アクリルパネルを新庁舎でも活用するなど、環境整備対策を講じていくことは評価するところです。

さらに、ビル管理法の換気の基準に関しても、現在の設計で進めている換気システム整備で新型コロナウイルス感染対策に寄与できるとの確認もできたところです。

本日、お聞きしたいのは、新庁舎での業務開始を目前にして、これまでの対策に加え、アフターコロナの新生活様式を見据えた窓口や全般的な業務体制など、確認の意味でも再度伺いするところであります。

次に、災害時の避難所における感染防止対策についてであります。今後は、いかなる施設でも感染症対策は必須であります。

去る2月13日の深夜、福島県沖を震源とする大規模な地震が発生しました。10年前の東日本大震災の余震とのことで、当米沢市でも震度5弱、幸い大きな被害はありませんでしたが、福島県においては、大震災から10年目を前にして復興に水を

差す大きな被害を及ぼしました。

その被害を伝える映像を見て、時の流れを感じたところでもあります。10年前の避難所にはなかった家族ごとのテントをはじめとする設備、備品、人権やプライバシーに対する配慮など、隔世の感があります。米沢市の現状、対策はいかがでしょうか。

次、3点目、学校教育について伺います。感染症に対する学校教育について伺います。

本年度は、新型コロナウイルス感染症による長期の学校の休校がありました。コロナ禍における学びの保障、いわゆるカリキュラムマネジメントは達成できるのでしょうか。

また、社会全般でも、自主警察、同調主義、感染者に対する差別など問題視されました。児童生徒が安心して登校できているのか、これによるいじめ、不登校などがなかったか、お知らせください。

さらに、小中学校の新1年生、小学校1年生と中学校1年生、そして目前に受験を控えた今の中学3年生に対する心身とものケアと現況をお伺いいたします。

大項目の2番目、健康長寿を支えるまちづくりについて。

市政運営方針では、健診の未受診者対策に言及されていますので伺いますが、特定健診受診率が、先ほどの答弁でもございましたが、受診率が上がった、それから下がった、また県内市町で何位と、しばらく最下位が続いてそれは脱出した等々の答弁も今あったところでございますが、そういうことはあくまで国民健康保険加入者の数値でありまして、全体の約3割のみの数の対策では健康長寿日本一は目指せないと考えます。

圧倒的に多い社会保険加入者の健診受診率の把握が重要になると思いますし、何としても縦割りを超えた全庁的対策を講じない限り、達成できません。企業従業員の受診情報を共有するなどして取り組めないものか、見解をお伺いいたします。

大項目の3は、脱炭素社会の構築について伺います。

初めに、共通認識として確認いたしますが、近年、気候変動、温暖化に起因すると見られる甚大な災害が、日本国内はもとより地球規模で起こっており、脱炭素、カーボンニュートラルという言葉が世界共通のキーワードになっています。

二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスと地球の気温上昇との関連は19世紀から研究されてきましたが、最近の世界共通の認識として、産業革命以降に温暖化が進行していることは疑う余地がなく、95%以上の確率で人間活動によって引き起こされたと結論づけられました。

産業革命以前から現在まで、世界の気温は既に約1度C上昇しており、このままだと今世紀末には約4度C上昇すると予測されています。

そのため、気温上昇を抑えるためには、二酸化炭素の排出を実質ゼロにする脱炭素化が必須だということ、ここでいう排出ゼロは、二酸化炭素を排出しないことではなく、二酸化炭素の大気濃度が増加しないという実質ゼロとの意味であります。

以上を踏まえた上で伺います。

本市は、昨年10月に、2050年までの二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

しかしながら、本年度の当初予算はもとより、新規拡充事業、重点事業説明書には見当たりません。関連する項目があるのは、第3期米沢市環境基本計画に、バイオエネルギー発電やペレットストーブを支援、推進することくらいであります。

カーボンニュートラルをどうすれば実現できるのか、私たち市民一人一人が生活する中での具体的な行動、対策を示していただきたい。宣言実現へ向けた施策、見解をお聞かせください。

次に、学校における環境教育について伺います。

冒頭で、自身の中学生当時に触れましたけれども、日本経済の高度成長期、毎日のようにスモッグ、大気汚染、そしてヘドロであり、また水銀汚

染など、公害のニュースで一色でした。環境という言葉すら聞いたことがなかったと思います。そんな時代に後戻りしてはなりません。要は、人です。将来を担う児童生徒に対する環境教育がいかに大事であるか。

そこでお伺いいたしますが、ごみ削減や環境に関する出前講座をやっておられますけれども、その実績やその他の取組などをお知らせください。

最後に、企業の実態調査や取組の把握について、米沢市はものづくりのまちであり、有数の工業出荷高を誇ります。脱炭素社会の構築には、市民の意識改革だけでなく、企業生産活動の協力なしには、ゼロカーボンシティの実現は望めません。

太陽光発電パネル設置、また、職場のLED化、通勤手段、再生可能エネルギー発電の電力使用など、調査掌握し、要望していく必要があると思います。そのようなお考えはないものか、答弁をお願いして、壇上よりの質問といたします。

○鳥海隆太議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 私からは、ポストコロナを見据えた令和3年度の市政運営についての私の見解と決意を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の世界的、全国的な拡大は、医療、経済、教育、生活等、様々な面で甚大な影響を及ぼしており、まさに未曾有の国難というべき事態が現在も続いております。

本市においては、昨年3月31日県内で1例目となる感染者が確認されてから、これまで20例の感染が確認されておりますが、現在では散発的な感染確認にとどまっており、感染拡大は見られておりません。

一方、全国的にワクチン接種に向けた準備が進んでおります。今回の接種事業は、本市においても今までに経験したことのない大規模なものとなりますが、市民の皆様が早期に、そして安全に接種できるよう、全職員で万全の体制を整えてまいります。

また、このたびの新型コロナウイルスへの対応では、新しい生活様式の実践の中で、対面を伴わない新たなコミュニケーションが日常生活へ急速に浸透するなど、デジタル化をはじめとして社会が大きく変動しております。

本市においても、ポストコロナを見据え、変化に迅速に対応するとともに、この困難をチャンスに変え、感染予防を第一として、地域資源を最大限に生かしたSDGsへの取組、住民の安全安心のためのゼロカーボンシティへの取組、また、住民の利便性、行政の効率性に向けデジタル化を推進していくものとしております。

新しい生活様式の下、市勢発展のさらなる契機として捉え、市民一丸となってこの困難を乗り切りたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

[森谷幸彦市民環境部長登壇]

○森谷幸彦市民環境部長 私からは、1の感染症に強いまちづくりについての御質問のうち、(1)の新庁舎における感染症対策はと、(2)の避難所における感染症対策はについて、及び3の脱炭素社会の構築についての御質問のうち、(1)のゼロカーボンシティを実現する具体的な施策はと、(3)の企業の実態調査や取組等の把握はしているかについて、お答えさせていただきます。

初めに、新庁舎における感染症対策であります。主に多くの市民がおいでになる1階フロアの対策についてお答えさせていただきます。

御質問にありましたとおり、新型コロナウイルスの感染状況は長期化の様相を呈し、新しい生活様式の遵守を徹底しながら、しばらくはコロナとの共存を視野に生活していかなければならない状態にあると考えております。

そのような中、今年のゴールデンウィーク明けには、いよいよ新庁舎での業務がスタートいたします。多くの市民が訪れる市民課窓口では、コロナ禍でも安心して御来庁いただき必要な手続を

済ませていただけますよう、様々な取組を行ってまいります。

まずは、来庁者の手続や待ち時間を短縮させるための取組として、様式の記入箇所を少なくするよう証明書の申請様式等を変更するほか、何度も氏名、住所を書かずに済む申請者支援システムをスタートいたします。

また、マイナンバーカードを使ってタッチパネルで証明書を申請する「らくらく証明サービス」は、受付カウンターに端末を設置し、申請及び待ち時間の短縮を図ります。

さらに、3密防止策として、市民ホールにも番号表示盤を設置し呼び出しを可能とすることで、証明書発行までの間、広いスペースで安心してお待ちいただけるように配慮いたします。

加えて、これらの取組を効果的に進めるために、新庁舎ではフロアマネジャーを常時設置し、来庁者が必要とする手続をスムーズに済ませていただけるよう誘導し、混雑を回避いたします。

新庁舎の1階フロアには多くの窓口が設置されますので、お客様個々の手続に対応する窓口に的確に誘導するフロアマネジャーの配置は、新庁舎に初めて来庁する方に安心感を与え、円滑な窓口サービスが提供できるものと考えております。

また、新たな感染防止策として、市民課・税務課窓口における証明手数料の収納にキャッシュレス決済を導入いたします。これにより、クレジットカード、電子マネー、QRコードによる決済が可能となりますので、現金に触れることなく手数料を納めていただくとともに、その利用促進を図ることにより窓口での接触機会を減らし、感染防止に努めてまいります。

以上のように、窓口での感染症対策を進める一方で、窓口に来庁しなくてもできる手続も推進していきたいと考えております。

その最たるものがコンビニ交付サービスであります。昨年3月に開始以来、1年で2,000枚を超える証明書交付実績がございました。御存じの

とおり、コンビニ交付サービスは、市役所に来庁しなくてもマイナンバーカードにより最寄りのコンビニ等で証明書を取得することができ、窓口の混雑解消に有効でありますので、今後もコンビニ交付サービスの利用促進を図ってまいります。

また、マイナンバーカードは、今後整備が促進されるデジタル社会の基盤として、その取得促進が急務となっております。このため、カードの申請につきましても窓口混雑を回避するために、こちらから企業や団体にお伺いする「マイナンバーカード出張申請受付」を推進してまいります。今年度は、企業・団体合わせて24団体に足を運び、542名の方が申請され、一度も市役所に来庁せずにカードを郵送で受け取られております。

一方で、カードの受け取りや更新、暗証番号の変更等、どうしても来庁していただかなければならない手続もあることから、別の視点からの混雑緩和策として、新庁舎開庁後は毎週火曜日にマイナンバーカード時間外窓口を新たに開設いたします。月1回開設の休日窓口と併せて御利用いただきたいと考えております。

本市といたしましては、以上のような対策を講じることで、感染症の予防、感染拡大防止に努めながら、安全、迅速で利便性の高い市民サービスを行ってまいります。

次に、避難所における感染症対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、避難所の感染症対策としての防災資機材の備蓄についてであります。本市においては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、避難生活が長期化したことを見据え、今年度、国の地方創生臨時交付金を活用し、感染症予防対策に関する防災資機材を避難所に配備したところであります。

令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震において、福島県内の避難所では、プライバシー保護や感染症予防の目的から、家族用の室内テントを使用している様子が報道で紹介

されておりました。

本市においては家族用室内テントの備蓄は現在行っておりませんが、避難所用パーティションを100セット備蓄し、感染防止や家族のプライバシーを確保できるように配備しております。

また、非接触式体温計やフェースシールド、感染防護服、アルコール消毒液、段ボールベッド、サーキュレーターなどを購入し、避難所に配備することで、コロナ禍における災害の発生に備えております。

次に、他県等からの広域避難者の対応についてお答えさせていただきますが、東日本大震災の際には、東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散された放射能から逃れるため、ライフラインの被害がなかった本市に多数の方が避難されました。

本来であれば、災害発生時には居住する自治体の指定避難所に避難することになりますが、東日本大震災と同様の大規模災害が発生し、広域避難を余儀なくされた方が本市に避難することになった場合、現在、本市が備蓄している防災資機材や新型コロナウイルス感染症防止資機材の数量では、避難者受入れの対応は困難と考えられます。

このことから、東日本大震災以前から進めてまいりましたが、県内外の自治体や民間事業者との災害時応援協定の締結を推進し、食料品、生活必需品、新型コロナウイルス感染症防止等の物資の確保や人的な応援に関するものなど、必要な支援を受けられるよう準備しております。

今後、必要な協定の締結と併せまして、それぞれの締結先との連携についてもさらに強固なものとなるよう、体制を強化してまいります。

また、本市は、災害時の協力体制強化と災害対応の迅速化を目的に、福島市を中心とする7つの自治体との福島圏域政策検討プロジェクトに参加し、災害発生時の相互応援体制構築などについて検討を行っております。

今後は、自治体の枠を超えて必要物資を融通し合う仕組みを構築していきたいという方向性が確認されておりますので、本プロジェクトについてもその他の応援協定と併せ、より実効性のある取組となるよう、参加自治体と検討を進めてまいります。

次に、3の脱炭素社会の構築についての御質問のうち、(1)ゼロカーボンシティを実現する具体的な施策はの御質問にお答えいたします。

本市は、地球温暖化による自然災害リスクを低減し、持続可能な未来を実現するため、2050年までに本市の二酸化炭素排出実質ゼロを目指して取組を進めることとし、昨年10月にゼロカーボンシティ宣言を行ったところです。

なお、本市の2050年ゼロカーボンシティ宣言は、政府のカーボンニュートラル宣言と同様、将来のあるべき姿としてのゴールを示し、その実現に向けて取り組んでいくことを宣言したものであり、現在、国で進められている地球温暖化対策推進法の改正や法改正後の地球温暖化対策計画を受け、本市地球温暖化対策実行計画の見直しに取り組み、その中でゼロカーボン達成までのロードマップ等について定めてまいりたいと考えております。

次に、ゼロカーボンシティ実現に向けた具体策ですが、現在、米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により、2030年までに2013年度比で30.5%削減とし、国の26%削減を上回る目標を掲げており、新たなロードマップを作成するまでの間、まずはこの目標の達成を目指して、3つの取組を進めてまいります。

1つ目としては、低炭素・循環型社会の構築であり、地球温暖化防止講演会の開催や公共施設の整備・設備改修における省エネ型の製品の採用促進、徒歩や自転車の利用促進、公共建築物等における木材の利用促進を図ります。

2つ目は、再生可能エネルギーの導入であり、公共施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入拡

大と市民への情報発信、木質バイオマスエネルギーの利用促進を図ります。

3つ目は、森林等の吸収源対策であり、森林整備の促進や公共空間や宅地、事業所敷地内の緑化促進を図ることとしております。

次に、ゼロカーボンシティ宣言に係る施策の新年度予算案での反映についてではありますが、脱炭素に資するものとして、総務費では、市役所新庁舎建設に係る再生可能エネルギーの導入として、太陽光発電パネルを設置いたします。また、防災活動におけるLED公衆街路灯設置費補助金により省エネを推進してまいります。

衛生費では、地球温暖化事業として環境学習会等を行います。

農林水産業費では、地産木材使用住宅等建築奨励事業費補助金や森林整備に関する事業を行います。

教育費では、健康長寿のまちづくりの一環として、FUN+WALK推進事業により、自動車使用の抑制を図ります。

ほかにも、米沢浄水管理センターにおける再生可能エネルギーの導入として、消化ガス発電設備の稼働によりCO<sub>2</sub>削減が図られることなどが挙げられます。

最後に、(3)の企業の実態調査や取組等の把握はしているかとの御質問についてですが、本市企業の太陽光発電パネルの導入状況につきましては、経済産業省資源エネルギー庁が公表している固定価格買取制度での再生可能エネルギー発電設備導入状況のデータによりますと、令和2年10月末時点で、本市内に導入された再生可能エネルギーのうち、事業者が導入した太陽光発電の設備数は101件でありまして、発電出力の合計は2万7,134キロワットとなっております。

企業のLED化については、個別の状況の把握は行われておりませんが、経済産業省が管轄するエネルギー使用の合理化等に関する法律、いわゆる省エネ法により、工場等、輸送、住宅・建築物、

機械器具等の4つの業種の全ての事業所にエネルギーの使用状況を経済産業局に提出するなどの義務が課せられており、企業努力により省エネルギーが進められているものと考えております。

また、企業のノーマイカーデーや自転車通勤の実態についてであります。調査時期が少し前になりますが、平成22年に行われた八幡原中核工業団地内の企業を対象としたノーマイカー通勤に関するアンケート結果によりますと、回答のあった38社中、通勤時マイカーを利用しない日を設定している企業はありませんでした。

また、従業員のマイカーでの通勤率は96%であり、市外からの通勤者が多いことから一律でのノーマイカーデーの取組は困難と考えられます。

ただし、今後、マイカー通勤から自転車通勤に変更可能との回答が198人あったことから、現在でもほぼ同じ傾向と推測し、排気ガスを出さず健康にもよいとされる自転車通勤への移行について、取り組める人から始めてもらえるよう啓発していく必要があると思われまます。

ゼロカーボンシティを達成するには、企業や市民の協力が必要不可欠と考えておりますが、いずれにせよ、ゼロカーボンシティ宣言を行った本市といたしましては、市民一人一人ができることから始めることが重要であると考えており、市広報やホームページ等を活用しながら、環境に優しいゼロカーボンシティ達成への行動変容を促してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、1の感染症に強いまちづくりについてのうち、(3)学校教育現場での感染症の影響と対策はについてと、3の脱炭素社会の構築についてのうち、(2)環境教育の実績はについてお答えいたします。

初めに、臨時休業措置による、特にいじめ、不登校に関する影響についてお答えいたします。

まず、いじめについてですが、現在のところ、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめの報告は受けておりません。学校における感染予防対策と保護者の方々の御理解・御協力により、学校における感染者の発生がないことが大きいと思います。

次に、不登校についてお答えいたします。

学校が再開された当初は、不登校傾向のある児童生徒には、この臨時休業の期間が休養や自分を見つめ直すなどのプラスの面に働いた状況があり、登校できていなかった児童生徒が臨時休業明けに登校し、ほかの児童生徒と共に学習を受けることができたとの報告を受けておりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響のみで不登校になった児童生徒はいないものと認識しております。

しかし、不登校傾向にある多くの児童生徒は、様々な要因が複雑に絡み合っている場合がほとんどであり、新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐怖がその要因の一つになっていることは考えられます。そのような児童生徒に対しては、保護者、本人の思いや考えに寄り添い、各関係機関と連携を図りながら不安の軽減につなげ、安心して登校できる環境づくりに努めているところです。

次に、学びの保障という観点での小中学校の履修状況についてお答えいたします。

4月から5月にかけての臨時休業による影響により不足した時数を確保するために、夏季休業や年末年始休業の短縮、日課の変更等、教育課程の見直しを図り、未履修防止への対策を講じながら、学びの保障に向けて、各校創意工夫して取り組んでまいりました。

現在、本市の感染状況が落ち着いていることや感染防止対策を講じながら教育活動を行うことができている現状から、今後、臨時休業等の状況にならなければ、全小中学校において履修できる見通しが持っております。

続いて、小中学校の新1年生が入学早々に学校に行けなかったことに対する心身のケアをどのように行ってきたか、また受験を控えた中学3年生に対する心身のケアの取組の現状はどのように行っているかについて、お答えいたします。

まず、小中学校の新1年生に対してですが、コロナ禍でなくても、小1プロブレムや中1ギャップと言われ、新しい環境への不適応を起こしやすい学年であるだけに、例年以上に丁寧な関わりと指導を心がけてまいりました。

具体的には、各校の創意工夫を生かしながら、国や県の方針やマニュアルに沿った感染防止対策をしっかりと行い、子供同士が関わり合う機会や場面を可能な限り実施するように努めてまいりました。

また、保護者や児童生徒の学習面、精神面での不安を解消するために、必要に応じて教員による学習支援や相談、スクールカウンセラーへの相談などを行い、児童生徒が安心して学校での生活を送ることができるように様々な対応を行ってまいりました。

このような心のケアを大切にした各校での取組が、児童生徒の心の不安を和らげることにつながり、コロナの影響による学校不適応はほとんど見られない状況であります。

次に、受験を控えた中学3年生に対する心身のケアについて説明いたします。

中学3年生にとって受験は、不安や焦りから心身に大きな負担がかかるものであります。コロナ禍においても生徒が安心して受験に臨み、個々の力を十分に発揮できるようにすることが重要であると考えております。

そのために、受験を迎えるまでに未履修の学習がないように、各校で計画的に指導を行ってまいりました。実際、先日実施された私立高校の受験には、学習内容を全て履修した状態で臨むことができております。

また、受験生の感染に対する不安を軽減し、安

心して受験日を迎えることができるよう、他校との部活動交流を制限するなどの対策を行った学校もありました。

このように、生徒の不安な気持ちに寄り添い、支える指導や支援を大切にしながら、生徒の心身のケアに取り組んでいるところです。

それでもなお、さらなるケアが必要な生徒に対しては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職員とも連携を図りながら、体制を充実させて対応しております。

次に、3、脱炭素社会の構築についての(2)環境教育の実績についてお答えいたします。

小中学校においては、様々な教育活動の中で環境に関する学習を行っております。

出前講座につきましては、本市では、太陽光発電システムを設置した小学校全校における新エネルギー教室や、全小中学校を対象とした地球温暖化防止講演会を実施しております。地球温暖化防止講演会については、今後も継続して実施する予定であります。

また、学校独自の学習としては、「南極クラス」として、南極観測に関する内容とともに、エコエネルギーや環境エコについて学ぶ講座を実施した学校や、自然環境と人間の共生について、米沢工業高等学校の教員と生徒たちを講師として講演会を実施した学校もあります。専門家等から話を聞く機会を通して、次世代を担う児童生徒の理解を深め、関心を高めています。

ごみ削減の取組につきましては、小学校の社会科の学習でごみの収集について扱っており、ごみの分別、ごみ処理によるエネルギーの再利用について学んでいます。また、学校や地域が主体となつての学区内のクリーン作戦を行っており、身近なごみ問題への意識づけを図る活動も行っています。

また、小中学校において、各教科の授業の中でも環境についての学習を行っています。

小学校では、産業の発展等に起因している地球

温暖化や熱帯雨林の減少、砂漠化、酸性雨等の環境破壊による自然環境への影響や公害等の歴史から、豊かな生活と環境とのバランスを考え、様々な努力をしていかなければならないことを学んでいます。

今年度から新しくなった教科書では、持続可能な開発目標（SDGs）を取り上げており、持続可能な社会の実現に向けた取組等から、自分たちにできることは何かを考える学習を行っています。

中学校では、小学校の内容を発展させ、地球温暖化をはじめとした地球規模での環境変動の原因や、現在利用されている火力、水力、原子力発電に触れながら、新しいエネルギー源の開発や太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電についてそれぞれの特性を知るとともに、それらの再生可能エネルギーの利用拡大等、二酸化炭素の排出量削減に向けた技術開発やさらなる効率化等についても学んでいます。

このように、子供たちは小学校の段階から、教科ならでの視点で様々な教科にわたって環境についての学習を行っています。これからの社会を生き抜く子供たちが、今後も環境問題を自分事として捉え、地域社会の一員として具体的に行動していくことができるように、教育活動を行ってまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

〔安部道夫健康福祉部長登壇〕

○安部道夫健康福祉部長 私からは、2、健康長寿を支えるまちづくりにつきまして、健診受診率の向上の取組についてお答えいたします。

本市では、「市民誰もが健康で明るく元気に生活を送ることができる地域づくり」を基本理念とした米沢市健康長寿日本一推進プランを策定しております。

健康長寿のまちづくりの実現には、長期にわたる多くの取組が必要と考えておりますが、喫緊に

取り組む5つの課題を定め、その1つに健診受診率の向上を掲げております。

現在の健診制度では、高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者が特定健康診査や特定保健指導を実施することが義務づけられております。また、労働安全衛生法により、事業主が健康診断や保健指導を実施しなければならないこととなっております。

本市が保険者として対象としているのは、米沢市国民健康保険被保険者となり、そのうち40歳以上に実施している特定健康診査の受診率については、制度が開始された平成20年度が19.0%で、それ以降、県内最下位が続いておりました。

この受診率を向上させるため、未受診者に対し、電話や個人通知、SNSを活用した健診の受診勧奨や電子申請による申込み受付の開始、米沢市医師会と連携した取組などを実施した結果、平成30年度には受診率が42.7%にまで上昇し、初めて県内最下位を脱することができました。

令和元年度につきましては、受診率が50.0%になり、さらに向上する見込みであります。

健診の受診率が向上することにより、市民の健康に対する意識が高まり、生活習慣病の予防や改善の取組をする人が増えてくること、また、保険者として多くの人の健診結果を把握し、健康状態に合わせた保健事業を提供することができます。

これらのことにより、本市の健康度が向上し、健康長寿日本一のまちに近づいていくものと考えておりますので、今後も保険者として受診率向上の取組を継続してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、2の健康長寿を支えるまちづくりについての健診未受診者への対応はの中で御質問のありました、市内企業における従業員の健診受診率の情報を掌握できないか

についてお答えいたします。

まず、事業者につきましては、労働安全衛生法に基づき、常時雇用する労働者に対しまして、1年以内ごとに1回、定期健康診断等の実施を義務づけており、また、労働者にも事業者が行う健康診断を受けることを義務づけております。

所管する厚生労働省では、平成24年度まで労働者健康状況調査を実施し、全国の事業所における健康診断の受診率を公表しておりましたが、その後、調査が廃止されたため、現在では事業所における健康診断の受診率の数値等を持ち合わせていないところであります。

なお、全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽ山形支部によりますと、平成30年の被保険者受診率につきましては、米沢市は79.3%となっており、山形県全体の78.9%を上回る受診率とお聞きしております。

現状としましては、個別の市内事業所に関する健康診断の受診率や受診状況の情報は本市として持ち合わせておらず、また、個人情報保護等の観点からも、事業所側からそれらの情報を新たに把握することは非常に困難であります。

しかしながら、事業所で働く従業員の健康管理や病気等を早期発見するための健康診断はとても重要であり、退職等によって、その後国民健康保険に移行されたときに、末永く健康で過ごすためにも、社会保険期間中の健康診断等による健康管理が大切でありますので、本市としましても国や県、地域産業団体等とも連携を図りながら、市内事業者に対しまして、従業員の健康を守るための健康診断の必要性・重要性について機会を捉えて周知を図りながら、健康長寿のまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 御答弁ありがとうございました。

まず、庁舎の感染症対策であります、今、御

答弁あったとおり、様々これまでの質問、提案等々にお応えいただいて、かなり対策を立てていただいたということで、それは評価するところがあります。

フロアスタッフを設けたり、らくらく証明ですか、そういう感じ、あとは待ち時間を少なくする等々の対策を立てていただいたところですが、何せ初めて新しい庁舎で取り組むわけですから、いろんな混乱等々はあると思いますが、取り組んでいただきたいと思うところですが、1つお伺いしたいのは、このSNS等々が発達しているデジタル社会において、どこだったか忘れたのですが、混雑状況ですとか、極端に言えば、今来ないで午後から来たほうがいいよみたいな部分をお知らせできるシステムを確立しているということも聞いたときがありますので、将来的な目標としてその辺はいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 今、議員お述べの件につきましては、窓口待合状況公開サービスということで、県内では山形市と天童市でシステムを導入しております。待ち時間が近くなりますと、例えばスマートフォンに対してメールを送りましたりとか、あるいは今現在の待ち時間を紹介するようなシステムになっております。

米沢市におきまして導入の検討についてありますが、確かに導入いたしますと混雑状況が把握できるようになりますので来庁を控えるなど、ある意味、感染症、3密の防止になることは間違いないと考えております。

ただ、メールを受け取ってから来庁するまでの間のいわゆるタイムラグでありましたり、実態とのギャップが起きた場合の対応について、また経費等についてもまだまだ研究等が必要かと思っておりますので、今後、いろいろ先進地の状況などを調べさせていただきながら、勉強させていただければと思っております。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 随時、通告順に確認、お聞きしていきますけれども、次に、避難所における感染症対策についてであります。

今まで質問しながら液体ミルクの提案とかしてきた部分は、御要望にお応えしていただいた面もあって、感謝するところでございます。

先ほど——昨日も答弁ありましたけれども——米沢市は災害が少ないとはいえ、長井盆地西縁断層帯で万が一があったときには、1万人を超える避難者が出るとか震度7を超えるという報告がありました。

その真上に住んでいる私としても人ごとではございませんし、福島市との協定を結んでいると、福島市とのプロジェクトですか、これは何市くらいの、米沢市も含めて、山形の置賜方面と福島方面だと思うのですが、どの範囲のエリアで結ばれているのかお聞きします。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 福島圏域政策検討プロジェクトであります。山形県内では本市だけでございます。そのほかですと、福島市、二本松市、伊達市、白石市、国見町、川俣町、飯舘村、そのほか本宮市、桑折町、大玉村などが参画しております。

これらが3つの分科会に分かれておりまして、主に米沢市につきましては災害時の連携体制強化という分科会に参加して、様々な連携の強化でありました。備蓄物品の融通とかそういったところについて、様々これまで5回にわたって会議を重ねてきたという経過がございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 分かりました。

それで、お互いに支援し合うという部分で、先ほど備蓄の関係で、例えば家族ごとのテントとかその部分の確認をしたところ、米沢市ではそこまでは準備しないで高いパーティションで感染予防対策をするという御報告がありましたけれども、その持っている備蓄品で、何か意地悪な質問です

が、福島にはあって——テントあったわけですよ、この前ニュースで出たとおり——米沢市にはない。その差別というか、見栄えの違いみたいなものはどういうものなのでしょうね。

例えば、福島にはもうプライバシーも保護するきちとしたテントを備えていると。でも、米沢市はつい立てだけだとか、そういう違いといいますか、その部分の違和感という表現がいいのかどうかですけれども、その辺の打合せというか、うちの備品の備蓄状態はこうだとか、もっとそっちではすべきだとか、うちでももっと頑張るべきだとか、そういったような交流はあるのでしょうか、そういう確認の交流というか。備蓄品の状況の確認というか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 災害時、特に大規模災害が発生した場合、その市の備蓄品だけでは対応し切れないといった場合に備えて、それを融通し合うような仕組みをつくっていこうというプロジェクトになっております。

今、議員がお述べになった家庭用の室内のテントであります。私も正直申し上げて、このたびの福島県沖地震で初めて目にしたところでございます。コロナ対策として新たに製品が開発・販売されたと考えられるかと思っておったところでは。

機能としては、パーティションでも十分プライバシーの確保あるいは感染症の拡大防止にもつながりますので、まずは本市の備蓄品を利用しながら、場合によっては先ほど申し上げたように広域的に融通し合うような方法を取りまして、避難所の生活に備えてまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） それから、少し横道にそれますが、災害時の避難所ということで関連してお聞きしますが、いわゆる自主防災組織の件でございます。

うちの町内もまだですし、組織率を高めるとい

うような要請は来ておりますけれども、実情、高齢化だったりコミュニティが薄くなっている等々のことがありますて、実際、災害時に集合をかけた時点で人が出そうな感じもするわけです、言ってしまうと。

そういうような将来を見据えた、現在の実情と将来像という感じではどういうふうな御見解でいらっしゃるか、余計な質問かもしれませんが、この際、聞いておきたいと思います。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 本市におけます自主防災組織の組織率は70%弱であります。これは県内でも低いほうの部類に属します。

これまでも出前講座でありましたり、直接コミセンあるいは町内会にお邪魔しながら結成についてお願いをしてきたところではありますが、なかなか組織化が進んでいない状況でございます。

特に、議員が今お述べのとおり、いわゆる役員の成り手もないような地域コミュニティの維持が困難な町内会も中にはあることは承知しておりますので、そういった町内会において組織率を高めるという方法については、なかなか困難ではありますが、例えば隣接する町内会の自主防災組織と広域的な組織化を図るといった方法でも対応可能と思いますし、あるいは今国会にも提出されておりますが、個別避難計画これも努力義務化されるような動きがございますので、そういった計画等の策定との整合性も図りながら、同時に進めていく必要があるかと考えております。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 我が町内でも迷っているもので、少しお聞きしたところでした。また、機会があったらお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

次に、同じ項目で教育委員会に対してお聞きしますけれども、この長期休暇での未履修、そして様々な障がい、弊害は全般的にはなかったということで、逆に、コロナ禍の長期休暇でよい面もあ

ったような報告があったところでございますが、先々を見据えたアフターコロナという観点でお聞きしますけれども、一昨年の暮れから始まって、昨年あたりは、まず一時的なコロナの対策だったわけですよね、教育関係に限らず。

感染者が出たから、近々では雪灯籠まつりを中止するとか、今今の対応だったわけですがけれども、今後、幾らワクチンが普及したとはいえ、これはゼロになるわけではないということで、コロナの状況はある意味日常化すると私は思いますので、そういう今までの目先の対応での、例えば部活動をどうする、文化活動をどうする、いろんな式典をどうするという対策は、その都度これまで取られてこられたと思うのですがけれども、先々を見据えた、まだ想像の世界と言われてしまうのですが、ここ1年2年で収まらないということを前提とした取組等々は考えていらっしゃるでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 議員お述べのように、今今すぐ元の状態に戻るとは限りませんし、今言われていますニューノーマルという形で、元に戻らないかもしれないということを想定したことは考えていかなければならないのではないかと考えております。

これまでも様々な機会、学校においては行事とか学校生活、授業などを見直し検討はしてまいりましたけれども、このたびのコロナの影響によって本当に抜本的な見直し、本当にこの行事は必要なのかという、そういった根本からの見直しをしたところが多いものでございます。

ですので、そういったこのたびの経験を生かしつつ、自分たちからニューノーマルをつくっていく、そんな気持ちを持って今後向かっていきたいと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） ありがとうございます。

次に、大きい2番目、健診未受診の対策、健康

長寿に関してですけれども、大分、当局の努力もあって、健診率は高くなっている状況であるということが分かりましたし、また、産業部長の答弁で、企業の受診率79%という報告がありました。これはどこのデータとおっしゃったか、もう一回教えていただけますか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 全国健康保険協会山形支部、いわゆる協会けんぽからの情報でございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） それで、米沢市の企業の値ということですね、79%というのは。そういうことは時々確認できる状況にあるわけですね。はい。

今まで国保関係の受診率が49%になったということで報告があったのですが、この健康長寿を支えるまちをつくるという名目から言えば、やはり全体的な、3割だけでなく残りの7割の全部を含めた受診率等々を常に把握して動向を見ておく必要があるという観点から質問したわけでありまして、産業部長、そちらの一般の健保のほうの受診率等々も定期的にチェックしていくような体制を確立していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 本市の健康をつかさどる健康福祉部と共に連携して、健康長寿を促進してまいりたいと思っておりますので、そのように取り組みたいと思います。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 非常に大事なことだと思います。

特に、会社関係の——私もサラリーマンでしたから——健康診断でいろいろ言われますが、やはり内々のことなのでなかなか言うことを聞かないと。私ですよ。ほかの人は言うことを聞かなくてもいいかもしれませんが、私はあまり言うことを聞かなかったの、そういうことをしつこく産業医の先生に

でも言ってもらうようなことも大事だと思っておるところです。

それで、もう一点、健康長寿を支えるに関してですが、今、教育委員会にもお聞きしましたが、運動とか健康に対する一般市民の取組があったわけですけれども、先ほど申したとおり、このコロナ禍というのはこれからもう一般の常識になってくるという中で、今までしてきた、例えば集団での運動とか——百歳体操も含めてですけれども——あと、料理教室であるとか様々な健康教室等々の全般的な取組に対しての今後の目指す方向性というか、アフターコロナの中で行っていくという大筋の取り組む方向性としては、健康福祉部としてはどんなお考えでいらっしゃるのか、お聞きします。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 まず、今年度につきましては、感染拡大に伴いまして、人数の制限、時間の短縮と、あとは会場の工夫という様々な配慮をしながら、健診、そういった教室などを実施してきたところでございます。

また、食生活改善推進協議会、また地区ボランティア組織であります三沢母子愛育班、そういったボランティア等の活動に関しましても、新しい生活様式を踏まえた活動方法というものについて、一緒に考えて模索して、活動が継続できるようなそういった支援を実施してきたところでございます。

今後も感染状況の動向を見守る必要があるかと思いますが、新しい生活様式など感染拡大防止策を講じながら、健診、教室そういった保健事業を実施していく必要があろうかと思っております。健康増進・維持、こちらの市民活動が停滞しないように支援してまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） それでは、3番目の脱炭素社会の構築についての部分でお聞きして終わりたいと思っておりますが、3.11での福島原発の事故

によって、結果的には火力発電への依存度が6割だったのが現在8割ぐらい、逆になっている、88%ぐらいだからもう9割近く火力になっているのが現状だと思います。

しかしながら、その原子力について言えば、国民感情の観点から言っても、いろんなエコ発電がある中で、再生可能エネルギー発電がある中で、核廃棄物処理の観点等々から言っても、ほかの再生可能エネルギーより優先して検討するという理由はなかなか大変であるというのが実感であります。

あとは、市の公用車も、例えば電気自動車にするべきだと訴えようと私もしたのですが、今回よく考えてみると、例えば現状での電力供給に占める火力発電の割合が今言ったとおり8割を超えているということを踏まえて、例えば化石燃料で発電が一番多いわけですから、発電した電力を電気自動車に充電しても、抜本的には二酸化炭素削減にならないと。

いわゆる卵が先か、鶏が先かの話のような感じになりますし、さらには、電気自動車の使用部品の一つであるバッテリーですね、バッテリーを製造、廃棄する工程で、逆に電力がガソリン車以上にかかるという課題。

また、ガソリン車以上に電力が必要であるという研究もありますし、車の製造から廃棄まで、いわゆる車のライフサイクルで評価した場合、必ずしも電気自動車が今の二酸化炭素の排出削減という部分では有利ではないという、これからの課題ですけれども、そういう部分がまだあるということでもありますので、今今取り上げなかったわけですけれども、もう技術も発達しますので、これもだんだんクリアされてくると思います。

私個人としては水素燃料の活用というのが一番だとは思っておりますけれども、ゼロカーボンに関してはそういうようなことがあって今質問したわけですけれども、ゼロカーボンシティーの終点はなかなかないということもあります。

また、昨日の答弁でも、ロードマップもありませんし、ここで達成だという数字的な表現で表せない部分があると思いますが、この部分をもう一回、見解といたしますか、どういう部分で達成したという目途といたしますか、そういう考え方になるのかみたいな、表現はおかしいのですが、ゴール地点はどこに設けるのかみたいなことが、今言える状態でしたらば、目標でもいいですからお願いしたいのですが。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 ゴールはあくまでも2050年カーボンゼロであります。

カーボンニュートラルにつきましては、12月の定例会でも申し上げましたが、排出量と吸収量を同じ数値にすればプラス・マイナス・ゼロになりますので、まずは、吸収量についてどの程度米沢市にその能力があるのかということについて、いずれ国のほうからはその正確な数値を出すための計算式のようなものが示されるのではないかと考えておりますので、その数値を押さえた上で、あとは、いわゆる環境省で把握しております自治体ごとの排出量の合計の数字、これをいかに同じ数字にしていくかというところがやはり一つの目途になっていくのかとは考えておったところです。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番(佐藤弘司議員) やはり数字で見るのが難しいと。いわゆる吸収量というのはなかなか実感的に、例えば出すほうだったらば、ノーマイカーデーのように自転車週に何回は行きましょうとかそういう活動ができるのですが、やはり森林の吸収量、あと水張った水田もかなりの効果はあると思うのですけれども、そういうのはなかなか実感としてつかめないというのが、やはり皆さんの気持ちだと思いますので、そのプラマイゼロの部分なるべく分かりやすくするべきであるし、逆に、数字で表しにくいときは本当に具体的に、今言ったように自転車とか近いところは歩いて

行けとか、そういうこまアドバイス的な部分を  
当局で提案していただきたいと思っておりますが、  
分かりやすく、その点ではどのような御見  
解か、お聞きします。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 現行の地球温暖化対策  
実行計画（区域施策編）においても、行政がすべ  
きこと、あるいはNPO、事業者、そして市民が  
行う役割というものお示ししているところでご  
ざいますので、この市民の役割、事業者等の役割  
について、しっかりと様々な方法で周知を図るこ  
とによりまして、何とか排出量を抑えていくとい  
うことを取り組んでまいりたいと考えておりま  
す。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 最後に、環境教育の実績  
についてお尋ねいたします。

今、答弁いただいた限りではかなり具体的に、  
私はそこを訴えたかったのですよ。やはりいろん  
な環境に左右される発電があると。火力、水力、  
太陽光、風力、そのいい面悪い面というか、その  
効果等々も含めて学習しているということがあ  
りました。

これは、あれですか、教科を決めて学んでい  
るのでしょうか。どこかの教科の中で。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 小中学校においては、特  
に教科としては社会科、理科で取り扱うことが多  
くなっておるものでございます。あと、中学校の  
技術・家庭科の技術のほうでも、エネルギーを変  
換するという事なども出ているところござ  
います。

先ほどあったような発電につきましては、原子  
力発電の事故によって安全性を考えていかなけ  
ればならないという状況も学習しますし、それに  
代わるものとして太陽光、風力、地熱、バイオマ  
ス、そして先ほどあったような燃料電池などの紹  
介も入っているところでございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 今、この学習に限らず、  
先生が一方的に押しつける授業ではありません  
し、生徒の皆さんで意見を出し合っていくとい  
う中でも一番いい授業、取り上げるのは。

ですが、1つ例を挙げれば、太陽光がいいとい  
え、山の斜面に全部張ってしまえば、もう動植  
物に環境的にも影響がありますし、山が崩壊し  
てしまうというようなこともありますので、全  
ていい面もあるけれどもそういう裏の悪い面とい  
いますか、そういう部分も意見を出し合いなが  
ら、お互いに学んでいくということは、これか  
らもどんどん進めていっていただきたいと思  
います。

お約束の時間ですので、終了いたします。あ  
りがございました。

○鳥海隆太議長 以上で、公明クラブ、6番佐藤弘  
司議員の代表質問を終了し、暫時休憩いたしま  
す。

午後 4時00分 休 憩

~~~~~

午後 4時00分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

## 日程第2 議案の付託

○鳥海隆太議長 次に、日程第2、議案の付託であ  
ります。

去る2月25日の本会議で上程されました議案  
33件は、会議規則第37条第1項の規定により、配  
付しております議案付託表のとおり、それぞれ所  
管の委員会に付託いたします。

各委員会は、会議日程により慎重審査の上、補  
正予算は来る3月12日の本会議に、その他の議案

は来る 3 月 24 日の本会議にその結果を報告願います。

.....

### 日程第 3 請願・陳情の付託

○鳥海隆太議長 次に、日程第 3、請願・陳情の付託であります。

今定例会において受理いたしました請願・陳情は 2 件であります。

会議規則第 141 条第 1 項の規定により、配付しております請願・陳情文書表のとおり所管の委員会に付託いたします。

所管の委員会は、会議日程により慎重審査の上、来る 3 月 24 日の本会議にその結果を報告願います。

.....

散 会

○鳥海隆太議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 02 分 散 会

